

# 水産政策審議会資源管理分科会

## 第104回議事録

水産庁資源管理部管理調整課

水産政策審議会第104回資源管理分科会  
議事次第

日 時：令和2年10月30日（金）14:00～17:27

場 所：石垣記念ホール（三会堂ビル9F）

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第339号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群の別紙の追加等）について

諮問第340号 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について

諮問第341号 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）第42条第1項の制限措置の内容について

諮問第342号 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部改正について

諮問第343号 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部改正について

【報告事項】

- ・ 漁獲可能量の配分シェアの見直し等について
- ・ 漁獲可能量留保枠の配分について
- ・ 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について
- ・ 太平洋くろまぐろの資源管理について
- ・ 大臣許可漁業の許可等に関する取扱方針について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 予定の時刻となりましたので、ただいまから第104回資源管理分科会を開会いたします。

私、事務局を務めます、管理調整課長の廣野です。本日はよろしくお願いいたします。

いつものことですが、本日の会場は委員の皆様の前にマイクが設置されていません。御発言の際には、事務局の方でお持ちいたしますので、挙手いただき、それから御発言をお願いします。また、ウェブ会議で御出席の方におかれましては、スカイプのマイク機能をオンにして御発言ください。通常はミュートの状態にしてくださるよう、よろしくお願いいたします。また、音声トラブル等ございましたら、チャット機能などで事務局の方にお伝えください。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は、資源管理分科会委員9名中8名の方に御出席いただいております、定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立しております。

また、特別委員はウェブ会議を含めまして、9名の方に御出席いただいております。

では、配付資料の確認でございます。お手元の封筒の中に議事次第がございまして、その後、資料一覧がございます。大部で申し訳ありませんが、資料5-3までとなっております。過不足等ございましたら、事務局の方にお申し出いただければと思います。ウェブ参加の方もありましたら、チャット機能等でお申し出ください。

報道のカメラ撮りは、ここまでとさせていただきます。

それでは、議事の進行、山川分科会長、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は、皆様御多用のところお集まりくださいまして、誠にありがとうございます。では、よろしくお願いいたします。

早速ですけど、座って議事に入らせていただきたいと思います。

まず初めに御紹介させていただきますけれども、本日は資源評価の専門家として、水産研究・教育機構 水産資源研究所の浮魚資源部から西田部長と大島副部長にお越しいただいております。お2人には資源評価について御説明を頂きますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日は、諮問事項が5件、報告事項が5件でございます。非常に多い件数がありますけれども、議事進行への御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、当資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより諮問事項に入ります。

まず、諮問第339号、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群の別紙の追加等）についてですけれども、これは次の諮問第340号、特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等についてとも密接に関連しますので、まとめて説明していただくことにさせていただきます。

それでは、事務局から、資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の魚谷でございます。座って説明をさせていただきます。

まず、諮問文の方を読み上げさせていただきます。

2 水管 第1481号

令和2年10月30日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部改正（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群の別紙の追加等）について（諮問第339号）

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第3条第1項の規定に基づき、同法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第5項の規定の例により、資源管理基本方針を別紙のとおり改正したいので、同条第6項において準用する同条第3項の規定の例により、貴審議会の意見を求める。

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問第340号）

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第4条第1項の規定に基づき、同法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定の例により、特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和3管理年度における漁獲可能量を別紙1のとおり定めたいので、同条第3項の規定の例により、貴審議会の意見を求める。

また、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群の漁獲可能量に関する令和3管理年度における留保枠からの配分及び数量の融通について、別紙2の取扱いとしたので、同条第6項において準用する同条第3項の規定の例により、併せて貴審議会の意見を求める。

では、説明の方に入らせていただきます。

これら2つの諮問の主な内容ですけれども、サンマ、マアジ及びマイワシの2系群につきまして、基本方針の別紙、これは前回御説明したとおり、資源ごとの資源管理の目標あるいは漁獲シナリオ等を定めるものでございますけれども、これを作成して基本方針に追加すること、それが1つと、その別紙に即しまして、改正漁業法の下での最初の管理年度である令和3管理年度のTACとその配分を定めるものでございます。

これまでのTAC法の下では、毎年の年度ごとのTAC、そしてその配分については、基本計画に定めておりましたけれども、改正漁業法の下では、前回の分科会で御了承いただいた資源管理基本方針とは別途、TACの数量及びその配分を定めるということになっております。根拠条項も基本方針については法律の第11条、TACの数量は第15条と異な

っております。諮問としては別立てということになっております。ただし、説明なり御議論につきましては、資源ごとにまとめて行うことが適切と考えますので、これら2つの諮問について、魚種ごとに一括で処理させていただくという次第でございます。

まず、魚種ごとの別紙の御説明の前に1件、基本方針本体の変更に係るものがございしますので、まずその件について御説明をいたします。

資料2-1、別紙が基本方針の告示の変更の案でございますけれども、2枚めくっていただいて、下のページで2というところに新旧表を付けてございます。この1点、改正でございますけれども、こちらについて、都道府県への配分について漁獲量の8割を構成する上位の都道府県以外の県については、原則、「現行水準」という形での配分としておりますけれども、その例外として、前回お認めいただいた基本方針では、都道府県が希望する場合は数量明示、配分数量の明示ということでございましたが、今回新たに、この「又は」の部分「漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合」というものを追加しまして、これについても、配分する数量を明示することとさせていただきたいと考えております。

これについては、この具体的な内容については、例えば都道府県においてこれまでやっていなかった、目的とする操業をやっていなかったような場合、新たにそういう対象魚種、あるいは資源を目的とした操業を開始するといった場合については、数量を明示してしっかり管理していくと、こういう趣旨で、この「又は」以下の一節を加えるという改正でございます。

この、本体の改正についての御説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

では、特にないようでしたら、別紙についてはまた後ほど議論させていただくということになりますけれども、基本方針本文の変更につきましては、原案どおり承認をしていたということですのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、特定水産資源の個別の管理方針などについて、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 魚谷でございます。

魚種の話に入る前に、この基本方針本体及びその魚種ごとの別紙の追加、これら基本方針の一部改正につきましては、10月2日から31日を期間としてパブリック・コメントの手続を実施しているところでございます。これまでのところ2名の方から御意見を頂いておりました、内容的には数量の配分、あるいは融通の促進に関する意見でございます。この手続期間終了後に原案に大きな変更が生じることとなった場合には、再度、審議会の方にお諮りすることとし、変更がなければ原案どおり御承認いただくこととしていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、魚種ごとの御説明の方に移りたいと思います。

資料2-1の、まずサンマでございます。それでは、サンマの資源評価につきまして、水研機構の方から御説明の方をよろしく申し上げます。

○大島副部長（水研機構） ありがとうございます。それでは、水研機構より、サンマの資源評価について説明させていただきます。水産資源研究所、浮魚資源部の大島と申します。よろしく申し上げます。

資料2-2の33ページより始まります。

まず、表紙はサンマの写真になっておりまして、2枚目から始めさせていただきます。

まず、サンマの生物学的な背景について簡単に説明します。サンマは2年級で更新され、寿命が2年の小型浮魚であります。この地図で示しましたとおり、北太平洋に広く、特に北西太平洋に主に分布しているのですけれども、北太平洋に分布しております。季節的に回遊しまして、冬季はこのオレンジ色の亜熱帯の水域で越冬、あるいは産卵いたします。夏にかけて北の方に上がりまして、索餌をいたします。主な餌は動物プランクトンとなっております。

それでは、次のページに移ります。3枚目のスライドです。

ここからNPFCにおける資源評価について説明させていただきます。

まず、NPFCのサンマの資源評価なんですけれども、参加メンバーはここに示しました日本、ロシア、韓国、台湾、中国、バヌアツ、米国、カナダが参加メンバーとして入っております。

資源評価ですけれども、この上記メンバーに外部専門家、そしてNPFC事務局を加えて、共同で資源評価を行います。このように国際機関で共同で資源評価を行いますので、合意に基づいて全て進めていくというプロセスになっております。

この後のスライドでは、最新の資源評価のプロセス、時期を追って説明させていただきます。

ます。

4枚目に移ります。

まず、2018年11月に資源評価に使うためのデータ準備会合を行いました。この会合は中国の厦門（アモイ）で行いました。

資源評価なんですけれども、1980年から2018年にかけて資源評価を行うということで、合意いたしました。その後使用するデータなんですけれども、年別の漁獲量です。年別の漁獲量なんですけれども、これは全ての漁業メンバーからデータが提出されます。

次に、資源がどれぐらいの密度でいるかというものを示す指標になります資源量指標としては、漁業由来のC P U Eです。単位努力量当たりの漁獲量がメンバーから提供されまして、また、日本からは2003年から6月、7月に実施しております資源量直接推定調査のデータが資源量指標として提出されております。

次のスライドに移ります。

まず漁獲量データです。資源評価に使ったのは、1980年から2017年です。漁獲データに関しては2017年まで使っております。このグラフ上において、全メンバーの漁獲量を、色を分けて積み上げて示しております。全体として大きく2つの傾向が見て取れまして、まず2000年よりも前に関して言いますと、漁獲の大半がこの黒の日本によって占められているというのが分かるかと思えます。一転2000年以降になりますと、2000年中頃から緑色の台湾、そしてもっと最近になりますとオレンジ色の中国の漁獲量というのが、その割合を増しております、近年では全体の半分以上を占めるという状況になっております。

次のスライドに移ります。6枚目のスライドです。

次のスライドは資源量指標、C P U Eと日本の資源量調査のデータです。それぞれのデータを、色を分けて示しております。茶色の点線が、この資源評価において最も重要な情報として使われております日本の資源量調査のデータであります。日本の資源量調査のデータなんですけれども、調査を開始した2003年以降、全体的な傾向としてはずっと低下していく。最後の2018年だけ1つ上がるんですけれども、全体としては低下していくという傾向を示しております。

2000年以降、いろんな国の、いろいろなメンバーのC P U Eがありますけれども、国によって沖合で操業する、あるいは沿岸で操業するものによって、多少変動にパターンの違いがありますけれども、こと近年に関しては、どのメンバーの資源量指標、C P U Eも低下しているというのが特徴であります。



それでは、次のスライドに移ります。7枚目のスライドです。

次は、資源評価会合についての説明に入ります。2019年の3月、これは横浜で資源評価会合が行われました。

資源評価なんですけれども、日本、中国、台湾、それぞれが合意したデータ、合意した資源評価モデルの設定に基づいて、それぞれが計算して結果を提出しました。結果を検討したところ、この3メンバーの結果は、ほぼ一緒、大きな齟齬がないということで、1つの結果にまとめました。1つの結果にまとめて、我々も科学者としての結果として提出しております。

その結果を見まして資源状態の検討を行いまして、資源量や漁獲圧のトレンドの把握を行い、資源量水準や漁獲水準の判断、記述を行いました。

それでは、結果について確認していきます。

8枚目のスライドに移りまして、まずこれは1980年から2018年までの資源量を示しております。薄いグレーの領域は、信頼区間を示しております、黒い実線が中央値、資源量の中央値を示しております。真ん中に200万トン辺り、近くのところには点線がありまして、これは横に書いてありますけれども、MSY（最大持続生産量）を与える資源量を示しております。

資源量の動向を見ますと、2000年以降、2000年から2000年代の中頃にかけて増加していきます。2000年代中頃は高位で推移しまして、2010年、2009年辺りから減少傾向に転じます。そのまま低落が続きます、2017年に1980年以降で最低の資源量となりました。そして、2018年にこのMSY水準のところまで戻るといふ変動を示しております。

特に近年の特徴なんですけれども、このMSYの水準を割り出しているというのが特徴であります。

次に、次のスライドで漁獲圧の推移についてお示しいたします。

漁獲圧、この我々が使った、NPFCで使った資源評価モデルでは、漁獲圧は漁獲割合、すなわち漁獲量を資源量で割ったものとして表されます。

漁獲割合の図なんですけれども、水色の領域は信頼区間で、黒い実線は漁獲圧の中央値を示しております。真ん中の薄い線、横線はMSY（最大持続生産量）を実現する漁獲割合を示しております。

全体的な傾向としては全期間にわたってMSY水準、漁獲圧のMSY水準を下回っているんですけれども、2000年代中頃から増加が続いているという傾向が見られました。

以上、簡単に振り返りましたけれども、10枚目のスライドで資源状態の記述の方に移ります。

これらの結果に基づきまして、科学者の方で作成した資源状態はこの4つのこととなります。

読み上げますと、「近年（2016年から2018年）の資源量は、MSYとなる水準を下回る。近年（2015年から2017年）の漁獲割合は、MSYとなる水準を下回る。資源量は、2000年代中頃以降継続して減少して、2017年に1980年以降で最低となった。2018年にはMSYとなる水準に回復。漁獲割合は、2000年代中頃以降継続して増加」という記述で合意いたしました。

これに基づきまして、2019年4月に、これは韓国の済州島で行われました科学委員会において科学勧告が作成されました。作成された科学勧告は、ここに示したとおりでありまして、キー、重要になる部分はこの下線で示したものであります。これを訳しますと、「資源量を維持するため、漁獲割合の増加傾向を効果的に回避するための、さらなる管理措置の検討を考慮せよ」という科学者からの勧告を残しました。

そして、この科学勧告に基づきまして、昨年7月のNPFC年次会合において、科学者による資源評価結果そして科学勧告を考慮して、分布域全体の漁獲量上限値が採択されました。

以上が、データ準備会合、そして資源評価の実施、そして科学委員会、さらにNPFC年次会合までのプロセスを簡単にたどる説明となります。

この後のスライドでは、NPFCにおける管理方策について説明いたします。

12枚目のスライドです。

管理目標ですけれども、これはNPFCの条約に書いてあります。NPFCの条約文では、MSYを維持又は回復する管理措置を講じるということが書かれてあります。

資源状態は、今、説明したとおりであります。

管理措置ですけれども、まず、漁獲上限ですけれども、2020年の沿岸国管轄水域を含む水域全体の漁獲量は55万6,250トンを超えるべきではない。また、NPFC条約水域での漁獲枠（TAC）を33万トンとするということが書かれております。

このほかに許可隻数、あるいはVMS、あとは小型魚の保護に関連した操業自粛期というのが管理措置として取られております。

次に、最後のスライドに入ります。

先ほど説明した資源評価なんですけれども、漁獲データは1980年から2017年まで、そして、日本の資源量調査に関しては2003年から2018年まで使用しました。現在から見ますと少し古い情報となっております。11月、来月、N P F Cの資源評価が更新されます。今回はウェブ会合で行われまして、資源評価を更新するためにまた各メンバーが計算した結果を持ち寄って検討するというところを行います。

以上で、簡単であります、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。○資源管理推進室長 引き続きまして、私の方からサンマに関する基本方針の別紙の案ということで御説明をさせていただきます。資料2の6ページ、右下のページで6ページでございます。

サンマにつきましては、日本が加盟している国際機関である北太平洋漁業委員会「N P F C」で管理されている国際資源ということで、法律上、あるいは基本方針の中でも資源管理の目標、シナリオ、あるいはT A Cの数量といった内容については、N P F C、国際的な枠組みにおける資源評価、あるいは決定を考慮して、あるいは基づいて定めるということとされております。こういったところから、このサンマについてはいわゆるステークホルダー会合は開催しておらず、意見交換会という形での会議のみ開催したという経緯でございます。

この「別紙」の中身について御説明するのは、このサンマが初めてですので、取りあえず一通り御説明をさせていただきます。これに続くマアジ、マイワシについては、同じようなところについて説明省略という形で進めさせていただければと思います。

まず第1、特定水産資源の名前、「さんま」とございます。

次に、第2として管理年度、1月1日から12月末日まで、これはこれまでと同様でございます。この後、今回諮問するマアジ、マイワシ2系群も同じでございます。

あと第3の資源管理の目標、あと第4の漁獲シナリオにつきましては、先ほど申し上げたとおり、N P F Cの決定を考慮して定めるということで書いてございます。

第4の3のところ的现状、N P F Cの状況を踏まえた、多少イレギュラーな状態ということになりますけれども、漁獲可能量の算定方法につきましては、N P F Cの年次会合が来年2月に延期されているということも踏まえまして、暫定的に前年と同量とするということでございます。新たな保存管理措置が決定された場合には、これを考慮して漁獲可能量を算定するというところとしてございます。

第5、こちら、大臣管理区分と大臣管理区分ごとの漁獲量の管理手法ということになっ

てございます。管理区分としては、「北太平洋さんま漁業」という管理区分、あと「その他大臣許可漁業」ということで、2つの管理区分を設けることとしております。管理の手法については、いずれの区分も総量の管理ということでございます。

それでその下に1つ目の管理区分、「北太平洋さんま漁業」という管理区分でございます。管理区分に関する事項として、これは、基本方針で少なくとも水域、漁業の種類、漁獲可能期間、この3つで構成されるということとなっておりまして、これに基づいて規定してございます。

続きまして、管理の手法は総量の管理ということでございます。7ページの上の方です。

あと漁獲量の報告に関する期限として、これは漁業者から農林水産大臣への報告の期限でございますけれども、通常の場合、「管理年度中」とございますが、陸揚げした日からその翌月の10日までということになります。これは漁業法施行規則の第19条に書かれている期限と同じでございます。

ここで「イ」として農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日以降について、これについては、陸揚げ日から3日以内となっております。この31条の規定に基づく公表といたしますのは、その管理区分の漁獲量はその区分のTACの配分量を超えるおそれがあると認めるときに漁獲量の総量等を公表する、あと、割合等も公表するというものでございます。超えるおそれがあるということを確認する基準については、この別紙の最後、第9のところ配分量の85%というものを基準に漁獲量の推移に応じて判断をするということとしております。

続きまして、もう1つの大臣管理区分、「さんまその他大臣許可漁業」という管理区分でございます。

こちらについては、サンマについては漁獲のほとんどが、先ほどの大臣分については、北太平洋さんま漁業で獲られているわけですが、この7ページの下の方を見ていただくと、この北太平洋さんま漁業を除いて、基本的にサンマのいる海域では、総トン数10トン以上の動力船によりサンマを獲ることを目的とする漁業を営むことは禁止されているということで、その他の漁業による採捕というのは、基本、混獲のみということでございます。

全体の量からすると、非常に少ないということですが、こういう管理区分を設けることによって、そういう漁獲、混獲を報告の対象として、採捕の状況を把握するという趣旨で、こういったバスケット的な管理区分を設けることとしているところでございます。

7ページの下から、報告に係る期限については、先ほどの「北太平洋さんま漁業」と同じでございます。

続きまして、8ページの上の方です。第6ということで、漁獲可能量の都道府県大臣管理区分への配分の基準ということで、これは、これまでの同様のやり方ですけれども、直近3か年の漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分するということを基本とするというやり方でございます。

続きまして、国の留保ということで、これは年によって異なる漁場形成の変動、あるいは想定外の来遊の可能性等を勘案して定める。国際交渉において必要となる数量も、この留保の中に含めるということが書いてございます。

続きまして、都道府県への配分方法でございますけれども、こちら、先ほどもちょっと言及いたしましたけれども、漁獲量の80%を構成する上位県については、原則として数量を配分するよう明示する。これに該当しない都道府県については、「現行水準」という形での配分とすることとしております。

続きまして、8ページの下のところの3で超過分の取扱いでございます。こちらについては翌管理年度からの配分から差引きということとしております。

続きまして、9ページの方に移っていただいて、第7ということで、こちら、都道府県知事から農林水産大臣へ報告する事項ということで、こちら、9ページ、上の方の1の漁獲割当管理区分というのと、9ページ下の非漁獲割当管理区分という2つに分かれております。10ページです。すみません。

漁獲割当管理区分につきましては、いわゆるIQのものでございまして、現時点でIQの管理区分を設けるという話はお聞きしておりませんが、やる場合にはこれに基づいて、設定する場合にはやっていただくということで、こちらについては翌々月の10日までということになっております。これは、あくまで都道府県知事から大臣への報告ということでございますので、まず漁業者から知事の方に報告があり、それを大臣に上げるときの期限ということでございます。

下の方の2の都道府県知事は、というところでございますけれども、こちらについては、IQ以外の場合ということで、通常であれば、陸揚げ日から翌々月の10日までということですし、先ほどの「公表した日から」ということ、これは、都道府県知事が公表した日以降ということになりますと、陸揚げ日から5日以内ということでございます。

続きまして、第8でございます。漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関

する事項ということで、まず、先ほどの大臣管理区分のうちのその他の管理区分、「その他大臣許可漁業」の管理区分につきましてでございますけれども、こちらについては船舶の隻数上限ということで、努力量管理ということが書いてございます。

続きまして、最後のページでございますが、まず資源管理協定ですね。漁業法に基づく資源管理協定の締結促進あるいは認定した協定の公表、実施状況の検証といったところが書かれてございます。

最後の第9につきましては、先ほど御説明した公表するときの基準ということで、85%を超えるときを基準として漁獲量の推移に応じて判断ということとなっております。

続きまして、令和3管理年度のTAC及びその配分について御説明をいたします。

資料3-1というものでございますが、3-1の2枚目、別紙1に告示の形式の案を載せてございますけれども、後ろの方にいっていただいて、サンマにつきましては、ページ数で11ページ、資料3-2と書いてあるものでございます。先ほど申し上げたとおり、暫定的に前年と同量ということでTACとしては26万4,000トンという形で設定したいと考えております。

次のページに行っていただいて、配分でございますけれども、TACの10%を国の留保とするということで、それ以外のところで、直近3か年の実績の比率に基づいて大臣管理分、都道府県に配分するというところで、具体的な配分の数字については、次の13ページの方にお示ししてございます。

私からの御説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いたします。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。

国際条約なので、四の五の言っても受け入れるしかないんですけれども、技術的なことで質問が2点ほどあるのですけれども、資料2の37ページかな、右下の。「資源状態」のこの絵を見ると、サンマの多分、自然増加率ってものすごく大きくて、その一方で、環境変動の影響もすごく大きくて、そうすると、平均的な増加率は、モデルで推定された自然増加率よりも小さくなるはずなんです、実現される。そのことをちゃんと海水研の方のサバとかアジ、考慮に入れてシミュレーションでMSYを出しているんですが、これ、そ

ういうふうにして出しているのかというのが質問なんです。

なぜかという、これ、今現在MSYですよ。今年のサンマの獲れ方を見て、これが理想状態かと。そういう意見、出たんじゃないかなというふうに思われるわけです。その点についてもお尋ねしたいんですけども、意見交換会でそういう意見が出たんじゃないかという感じがするわけです。

その2点、最初は、そういう技術的なことなんですけれども、考慮しているかという点と、もう1点は、これが理想的な状態かという漁業者との意見交換会で出たか。出たのではないかという点。その2点お答えしていただければと思います。

○大島副部長（水研機構） 田中先生、ありがとうございます。

まず1点目なんですけれども、その今の話の環境だとか、そういうところに対するの考慮というのは、計算上では入れておらず、今、ここ、出てきておりますプロダクション・モデルで推定されてくるR、内的増加率というのは、言ってみれば、1980年から現在までの平均的なところで出てきているというのがあるかと思います。ここの右下の図で見るとおり、漁獲圧がMSY水準を下回ったままでも資源が下がってくるというのは、確かにこれはこの結果のとおりなんですけれども、これに関しては、今おっしゃったように、環境の影響というのがあるのかなと思います。

2つ目の質問の方にも入りますけれども、現在どうなのかというところがございまして、このときに資源評価を行ったのは2018年が最後なんです。2018年に関しては、資源量調査だけが入っている。資源量調査に関しては、先ほどデータのところでお示しましたけれども、最後、増加して終わるという結果になっておりまして、その結果が強く反映されている。じゃ今、現状はどうなのかと言いますと、そんなMSY水準には、これは私の個人的な意見なのかもしれませんが、MSY水準はないだろうというのは、確かに思います。

大事なのは、データが2018年までだった。サンマは2年で寿命を終えますので、まめに資源評価をしていくということが大事で、NPFCなんかでは、毎年資源評価ということになっておりまして、先ほど言いましたけれども、今度の11月ですね。11月では、最新のデータを反映した形での資源評価を行いますので、より現在に近いような形での資源評価ができるということを目指して取り組んでいこうと思っております。

ありがとうございました。

○山川分科会長 いかがでしょうか。よろしいですか。

ほかに御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

山内委員。

○山内特別委員 ありがとうございます。

我が国の方でも漁獲シナリオ、N P F Cにおいて決定されるその目標管理基準値であったり限界管理基準値というものに沿っていろいろと整理されていかれるかと思うのですが、今回、大島さんに御紹介いただいた中で、管理目標はMS Yレベルでキープする、維持するということになっていて、今後のN P F C全体の作業、科学委員会も含めた作業として、管理基準値、もろもろの管理基準値であったり、あとそれに付随するいわゆる漁獲制御ルール、ハーベスト・コントロール・ルールをどういうふうに制定していくとか、そういったことのワークプランとございますか。見通しみたいのはあるのでしょうか。

また、その中で日本として、今、田中先生もおっしゃった、やはりN P F C全体として見る科学と、我が国の沿岸で感じる科学とございますか、来遊等が違くと中西部太平洋のカツオのように、結構なかなか苦しい状況になるのではないのかなと思って、そういったところ、どういうふうに科学的にもN P F Cをリードしていけるとございますか、次回の11月の更新のときには、かなり新しい資源評価というものは、先ほどしていくということだったんですけども、そのあたりは、かなり日本の意見というのは入っていけるような状況というふうには見られているのでしょうか。すみません。最後の質問があれですけど。

○山川分科会長 大島副部長でよろしいでしょうか。

○大島副部長（水研機構） ありがとうございます。

まず、N P F Cにおける管理基準値の設定、あるいはハーベスト・コントロールの話なんですけれども、まずN P F C自体が2015年に設立された非常に若い機関でして、そういう意味では、まだ発展途上中の管理機関であると思います。

条約文にはMS Yを維持、あるいは回復の目標とするということは、条文としては書かれています。実際、どのようなコントロール、あるいはどういうふうな管理基準値を設けるかというのは、これから議論していくところでありまして、昨年、2019年3月に横浜でのサンマの資源評価の前に、管理基準値、あるいはハーベスト・コントロール、MS Yに関するワークショップが開かれたんです。その中でいろんな世界的な管理基準値あるいはハーベスト・コントロールなどについて紹介してもらって、今後、N P F Cでどういうふうな形で進めていこうかという議論がなされました。その中で、まだサンマに関しては手を付けずに、まずは、マサバでそこら辺のことを考えていきたいと思いますというスタートを切ったところの状態であります。



次に、サンマのことなんですけれども、サンマに関しては、条約文のMSYで、プロダクション・モデルで出てくるMSYというのがありますけれども、例えば今、仮にMSY基準を下回ったとき、どういう形で漁獲していくか。何年後にそこを上回るようにしていくかといったような、そこら辺の議論というのはまだこれからでありまして、まずは資源評価をコンプリートさせるというのが今、我々にとっての、あるいはNPFCの科学者にとっての最大の目標でありますので、まずそこに向けて邁進していく。

今年の資源評価なんですけれども、先ほど言いましたとおりコンセンサスに基づいて会議が進んでいくことなので、我々がある意図を持ってこうしたいと思ってやっていくというのはあるんですけれども、それをどうやって合意させていくかということが非常に重要なことだし、非常に難しいものであると思うんです。日本だけが漁獲しているわけではなくて、中国、台湾などがおりますので、その中でどうやって現状を反映した資源評価をやっていくかということを、議論を尽くしていかなきゃならないし、そこが一番難しいと今、私はすごく感じているところなんですけれども、答えになっているか分かりませんが、以上です。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

非常に重要な問題ですので、よろしく交渉くださいますようお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

ウェブから参加しておられる委員の方々、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、特にないようでしたら、サンマの基本方針の別紙の内容、それからTACの設定と配分につきましては、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、マアジについて、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 続きますして、マアジでございます。

まず、水研機構の方から資源評価結果について御説明をお願いします。

○西田部長（水研機構） 水産研究・教育機構の西田と申します。よろしく申し上げます。

資料2-1から2-6までとじてある資料の41ページ目からが、マアジの資料になります。資料2-3になります。

マアジ対馬暖流系群と太平洋系群の資源の説明を続けて行います。

資料2-3の……時間の制約がございますのでいくつか主要な図表に絞って説明させて

いただきます。

それでは、43ページを御覧ください。

上段、5枚目のスライドとなっているのが、その左側が漁獲量の経年変化になります。なお、資源評価においては、日本と韓国の漁獲量を組み入れていますので、両国を合わせて示しています。

漁獲量は2006年以降2010年代半ばまで横ばいでしたけれども、近年減少して2019年は7.8万トンでした。しかしながら、これは漁獲枠の減少にもよっており、同じページ下段の右側、親魚量、これは資源量のうち子供を産み出す親魚の資源量ですけれども、これを見てみますと、漁獲量の傾向とは逆で、近年増加してございます。

44ページに移ります。

上段、7枚目のスライドのところに再生産関係というものを示しています。この再生産関係は、親魚量とそれが生み出す加入尾数の関係を示したものです。この再生産関係というものを利用して資源の長期予測を行い、後で御紹介するような管理基準値の提案などに使っております。

この図の見方なんですけれども、白丸で示しているのが各年の親魚量と加入尾数の関係であり、水色の実線で示しているのが、その関係の平均的な関係です。

年々の加入量というのは、この平均的な線にぴったり乗ってはいませんが、計算においては、この平均的な関係から確率的に上下に変動するものとして計算の中で考慮しています。

そのような分析を行った結果、マアジ対馬暖流系群の管理基準値として提案した結果が下段、スライド8になりますが、ここに示しております。MSYの考え方に基づく目標管理基準値案として、親魚量として25.4万トンというものを提示しています。

45ページに移ります。

今ほど示しました目標管理基準値案と将来にそれを実現できるような漁獲圧というものに対して、各年の資源や漁獲圧の状態がどういう状態かというものを示す、またどういう経過をたどってきたかを示す神戸プロットというものを提示しています。

この結果、最近年の2019年、青丸で囲っているのですが、2019年というのは、神戸プロットの右下の領域、つまり親魚量は目標より多く、漁獲圧としても $F_{msy}$ 、これはMSYを実現する漁獲圧ということになりますが、この $F_{msy}$ を下回る、よい状態というふうに評価されました。

47ページに移らせていただきます。

将来予測のところになります。将来にMSY水準を実現する漁獲の強さ $F_{msy}$ というものを基準にして、それにデータという安全率を0.1刻みで乗じて、 $F_{msy}$ から減じた場合の資源の将来予測というものを示しています。

その上で、下段で、スライドの14になりますけれども、将来において目標管理基準値案を上回る確率、その間の平均親魚量、平均漁獲量の推移というものを示しています。

この表の見方なんですけれども、2021年から $\beta$ を調整した漁獲圧の下で開始して、10年後の2031年に親魚量が目標を50%以上の確率で上回るのは、ここでは67という数字を赤く囲っていますけれども、0.9になります。 $\beta$ 1.0でも、つまり $F_{msy}$ と同じでも46%の確率ということになりますから、 $\beta$ 1未満であれば、目標を50%上回る確率が高くなるだろうというふうに考えられます。例えば $\beta$ 0.9での2021年の漁獲量というのは、15万1,000トンということになります。

2022年以降の予測というのは、今後の資源評価により、また更新されていくものというふうに御理解いただければと思います。

続いて、48ページに移ります。

48ページの上段、スライドの15番に現状の漁獲圧で獲り続ける場合と、 $F_{msy}$ に $\beta$ という係数を0.8として乗じた場合での将来予測を併せて示しています。青が現状の漁獲圧で赤が0.8 $F_{msy}$ なのですが、現状の漁獲圧自体がほぼ0.8 $F_{msy}$ 程度ということになっておりまして、将来予測においてもほぼ重なる状況で、グリーンの方しか見えないような状況になっています。

このグラフの見方なんですけれども、太い実線が平均的な予測結果の推移で、色付けして幅で示しているのが予測範囲の90%を示します。

繰り返しになりますけれども、マアジ対馬暖流系群は、現状の漁獲圧がほぼ0.8 $F_{msy}$ 程度ということになります。

49ページの上段になりますけれども、スライド17で、第1回の資源管理方針の検討会でこのマアジ対馬暖流系群に頂いた指摘事項への対応を説明しています。

頂いた指摘といいますか、試算の要望としましては、2031年に目標達成確率がぴったり50%になる $\beta$ を探索するという試算の御要望でした。

分析の結果、 $\beta$ 0.98がそれに対応する $\beta$ ということになりました。 $\beta$ 0.98としたときの2021年の平均漁獲量は16万トンということになります。

マアジ対馬暖流系群の説明としては、以上になります。

続いて、マアジ太平洋系群の説明に入ります。

50ページを御覧ください。

下段、スライド20の左側に漁獲量の経年変化を示しています。2001年の6.8万トンから減少傾向になりまして、2019年は1.6万トンでした。

51ページに移ります。

上段、スライド21の右側に親魚量を示しています。漁獲量の減少傾向と同様に、親魚量の方も減少傾向が続いています。

下段、スライド22に、マアジ太平洋系群で適用した再生産関係を示しました。代表的な再生産関係モデル2つを組み合わせまして、この資源の年代的な変動傾向というものを考慮した関係を適用しているということになります。

では、続きまして、52ページに移ります。

上段、スライド23に本系群、マアジ太平洋系群に対して推定した管理基準値案を示しています。目標管理基準値案としては、親魚量で6.0万トンということになっています。

下段、スライド24に神戸プロットを示しています。MSYの考え方による基準の下では、多くの年で、左上の領域にて推移していると推定されました。

最近年の2019年においても神戸プロットの左上の領域、つまり親魚量は目標より少なく、漁獲圧としても $F_{msy}$ を上回る状態というふうに評価されました。

54ページに移ります。

将来予測表になります。 $\beta$ を0.1刻みで乗じて、 $F_{msy}$ から減じた場合の将来予測というものを示しています。

下段、スライド28で、将来において目標管理基準値を上回る確率、またその間の平均親魚量、平均漁獲量の推移を示しています。

2021年から $\beta$ を調整した漁獲枠の下で10年後の2031年に目標を50%以上で上回るのは、 $\beta$ 0.8以下ということになりまして、例えば $\beta$ 0.8での2021年の漁獲量は1万1,000トンということになります。

2022年以降の予測は、今後の資源評価により更新されていくものというふうに御理解ください。

マアジ太平洋系群については、第1回資源管理方針の検討会での御指摘事項はございませんでした。

マアジの説明としては、以上になります。ありがとうございました。

○資源管理推進室長 続きまして、マアジについての基本方針の別紙2-5の案ということで御説明をいたします。

資料2の12ページからでございます。

まず、上の第3の資源管理の目標のところ、系群の取扱いについての説明が書かれています。マアジについては、太平洋系群と対馬暖流系群、2系群に分けた資源評価が行われてきたということでございますが、主要な産卵場は東シナ海の共通の水域ということ。あるいは独立した系群であると判別できないだけでなく、太平洋系群の資源水準を左右するのは東シナ海からの加入群の多寡によっても考えられていると、そういったことも資源評価の報告にも記載されております。

こういった特性から、マアジについては1つの系群としての評価ということも検討中ということもありまして、令和2年度のマアジの資源管理については、目標、シナリオ、漁獲圧力及び生物学的な漁獲可能量ABCは系群別に定めるものの、漁獲可能量については、両系群のABCの合計値の範囲内で一括して設定することとして考えております。

目標の値ですけれども、まず、目標管理基準値、これについては、MSY達成水準の親魚量ということで、太平洋系群については、先ほど御説明のありました資源評価結果に基づきまして、太平洋系群について6万トン、対馬暖流系群については25万4,000トンということとしております。

他方の限界管理基準値については、太平洋系群1万5,000トン、対馬暖流系群10万7,000トンとしております。

ということで、対馬暖流系群につきましては、親魚量が目標管理基準値を上回っている状態ということでございますし、太平洋系群については、目標管理基準値と限界管理基準値の間ということになります。

続きまして、漁獲シナリオでございます。マアジにつきましては、いわゆるステークホルダー会合を2回開催しまして、そこでいろんな議論がなされたということで、それに基づいて方針を固めたということでございます。

次のページ、13ページに行ってください、基本的に、これ、先行して新たな方法でTACを設定したマサバ、ゴマサバと同じでございますけれども、10年後に少なくとも50%以上の確率で目標管理基準値を上回るという形で漁獲圧力の調整を行うということでございまして、下の「2」の漁獲圧力の方に行ってください、マアジ太平洋系群については、

最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に掛ける係数として0.8ということでございますし、下のマアジ対馬暖流系群については0.95ということです。0.95については、第1回のステークホルダー会合で要請を受けた試算結果から出てきた数字ということで御理解いただければと思います。

それぞれ系群、②、③とございます。これは通常の漁獲管理規則に沿って、限界管理基準値を親魚量が下回っている場合には、この $\beta$ 、係数を直線的に禁漁水準まで下げるという形、あるいは禁漁水準を下回っている場合はゼロとするという形が書かれております。

漁獲可能量の算定方法、13ページから14ページにかけてですけれども、基本的にABCの合計値ということでございますけれども、対馬暖流系群については、先ほどの $\beta$ によって導かれる数字に、対象水域における外国の漁獲を考慮して0.89という数字を乗じた値ということとしております。

次の第5の大臣管理区分あるいは区分ごとの手法については、基本的な枠組みは、先ほどのサンマと同じでございます。大臣管理区分として「大中型まき網漁業」と「その他大臣許可漁業」ということで、2つの管理区分を設けることとしております。

それでずっと飛んでいただいて、次のページ、15ページから第6の都道府県、大臣管理区分への配分の基準とありますけれども、これも15ページから16ページの途中までにかけては同じです。

16ページの下の方、4、国の留保からの配分についてとございます。委員の皆様御承知のとおり、マアジ、マイワシ、マサバ・ゴマサバについては、留保からの追加配分の、機械的というのか、自動的に配分するルール、要は、いわゆる「75%ルール」というのがございます。これについて、ここの4のところに規定しているということでございます。

ただ、これまでなかったものを1点追加してございまして、4のところの「国の留保分については、」からその次の行、ただし書がございまして、「ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りではない。」ということでございますので、そういった場合については、関係者と相談しながら、あるいは水政審の方にお諮りしながら対応するということとございます。

続きまして、ページめくっていただいて、17ページが、そのいわゆる「75%ルール」について書かれてございまして、17ページの下の方第7の都道府県知事から農林水産大臣への報告についても、先ほどのサンマと同じような内容でございます。

第8として、TAC以外の管理手法による資源管理ということで、こちら、マアジにつ

きましては、「その他大臣許可漁業」の管理区分で、ある程度、マアジを獲ることが分かっている漁業種類がございますので、こちら、沖合底びき網漁業と以西底びき網漁業ということで、許可隻数を明示して、これの上限の中で漁獲努力量を制限するということが書かれてございます。

その下の資源管理協定に関すること、あと漁獲量の公表についての規定については、先ほどのサンマと同じ内容となっております。

続きまして、令和3管理年度のTAC及びその配分についてでございます。

資料3の方で、後ろの方のマアジについては15ページになります。

TACの設定の考え方でございますけれども、漁獲シナリオで算定されたABCのうち日本分の合計値をTACとするということで、シナリオについては、先ほど、太平洋系群については $\beta$ 0.8、対馬暖流系群については0.95ということで、対馬暖流系群については、さらに0.89を乗じるということで、TACの数量については15万800トンということで設定したいと考えております。

続きまして、配分ですけれども、次のページに行ってください、TACの25%を国の留保枠とするということで、配分の基準、直近、過去3か年の実績に基づいてということと同じでございます。

具体的な配分について、数字をお示ししているのが17ページということになります。

私からの説明は、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いたします。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。

系群の不確実性については、もう何年も指摘されているので仕方がないのかなというふうには思っているのですが、1点確認したいのは、配分の仕方なんです、系群ごとに例えば大臣枠を配分するのと、トータルを一括して配分するのでは、枠が違って出てきますよね。恐らくそんなに大きく変わっていないのだろうとは思っているのですが、資料3の17に出ているこの配分、これを見ると、ほぼほぼ日本海の方の対馬暖流系の方が大きいので、こういう数値になっているのだと思うのですが、余りその辺の影響がなかったのかなのかについて、後々問題にならないように確認したいということです。

○山川分科会長 魚谷資源管理推進室長、いかがでしょうか。

○資源管理推進室長 配分についてですけれども、1点、この「別紙」の方に書かれていることは、資料2-1の12ページの真ん中辺り、正に系群についての記述の下のところですけれども、「なお、漁獲可能量の配分に際しては、太平洋系群への漁獲圧力の増大を避けるためにも、過去の漁獲実績の比率に基づくこととする。」という記述をしております。

ステークホルダー会合でも、やはり太平洋系群の方が非常に資源状況的に、限界管理基準値に近いというのもあって、それを下回った場合にこの一括管理というのはどうなのかというような御意見も頂きました。それについては、将来のというか、先の課題として、どういった場合にどういうふうな対応をするのかということについては、水産庁の方であらかじめよくよく検討していきましょうというお答えをしていたところでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

谷委員。

○谷委員 日本遠洋旋網漁業協同組合の理事の谷と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私たちは、まき網漁業者なんですけれども、今回マアジですけれども、この後のマイワシについてもそうなんです、今日、この場で承認されるということになりました資源管理目標等があれば、その下で、新たな資源管理にしっかりと取り組んでいくということで一致をしております。そのためにも次の3点について要望いたしたいなと思っております。

まず、サバ類と同様に、NPFC、あるいは中国や韓国、ロシアと近隣諸国との連携による国際的な資源管理が極めて重要であると考えております。それに関連してですが、先般、スルメイカの資源評価結果が公表されましたけれども、その厳しい状況に大変驚いているところでございます。大和堆のスルメイカと同様に、東シナ海などでは、中国の漁獲の影響が大変大きいと考えております。中国との共同した資源管理の実現に向けた具体的な動きが長きにわたり全くない中で、国内漁業者のみに厳しい管理が求められているのが現状でございます。

NPFCのように、国際管理の具体化に向けた動きが見られない。このような特異な状況にある資源について、国としていつまでにどう管理を具体化するといい計画を示すなり、何か別の考え方で管理を行うかという方針を是非提示していただきたいなと思うとこ



ろでございます。

第2に、新たな資源管理の推進に向けたロードマップに掲げた漁獲量の回復目標達成のため、また、水産資源の有効活用という観点から、漁獲配分に当たっては、直近年の漁獲実績が反映されるよう、これまでの3年間固定した配分シェアについて、毎年見直しを行っていくよう要望いたしたいと考えております。

また、留保枠を有効に活用していくため、必要な場合には、資源管理分科会での追加配分の検討についても是非よろしくお願いたしたいと思っております。

最後に、大中型まき網漁業では、3つの海区、魚種でIQ導入を目指した検討を進めております。IQ制度では、計画的に操業を行うために、漁期初めに船舶ごとの割当てを明確にする必要がございます。来遊状況に応じた留保枠からの追加配分は行われまいという事を考慮し、IQ管理区分の配分量の適切な設定をお願いしたいと思っております。

また、IQ管理の本格導入を見据えた試験的なIQ管理の実施においても是非御配慮をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○山川分科会長 3点御要望いただきましたけれども、何かコメントございますでしょうか。

藤田資源管理部長、よろしくお願いたします。

○資源管理部長 交渉の方について、私の方からお答えいたします。

御質問いただきまして、ありがとうございます。

近隣諸国との協調的な取組につきましては、大変皆様方が満足いただけるような状況になっていないということにつきましては、大変申し訳ないと思っております。御承知のように、近隣諸国との関係では、非常に交渉上難しい部分がございます。皆様方の取組が無駄にならないように交渉もさせていただきたいと思っておりますし、あと管理措置を決定する際には、バランス論というものをしっかり考えながら管理措置を考えていきたいというふうに思っております。

そういう中でも、ただ向こうがついてこないからといって、全くこっちがしないということになりますと、これまた先方にしっかり資源管理を求めていくということについて立場が弱くなりますので、そのあたりはしっかり皆様方の取組状況、あるいはその経営の状況というのを踏まえながら国内の管理措置を講じていきたいというふうに考えております。

明確にスケジュール感といいますか、そういったものが示せないというのは大変申し訳

ないのですけれども、交渉に当たりましては、しっかり心に留めて臨んでいきたいと思っております。

○山川分科会長 あと配分等につきまして、魚谷資源管理推進室長、お願いいたします。

○資源管理推進室長 まず、配分の基準、これまでどおり直近3か年で3年ごと見直しということで今回やらせていただくわけですけれども、これについては、今回はこういうことで進めるということですが、この先に関しては、関係する県とかの意見も聞きながら検討していくということかと思えます。

あと留保枠の有効活用ということで、資源管理分科会での追加配分の検討もということでございました。自動的に配分できる部分については、これまでどおりの75%ルールということでございますけれども、それによらないものについては、その必要性なり合理性も含めて、審議会の方にお諮りした上で決めるということになるかと思えます。

最後に、IQをやる上での留保の扱いということでございます。これ、5月の水政審だったと思えますけれども、そのときにも私の方からお答えしておりますけれども、IQをやるということは、追加配分というのにはなじまないということで、それに見合う留保を最初から配分いただきたいというような趣旨だったかと思えます。その理屈というか理由については、一定の合理性があると思えますので、今後、その制度化をするに向けて、関係者の意見も聞きながら、円滑な、あるいは合理的な制度になるように検討を引き続き進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

ウェブで参加しておられる委員の方々、いかがでしょうか。

では、特に御意見等追加でございませでしたら、マアジの基本方針の別紙の内容、それからTACの設定と配分につきましては、原案どおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、次にマイワシの太平洋系群について、事務局から資料の説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 続きまして、マイワシ太平洋系群でございます。

まず、水研機構から資源評価結果について御説明をお願いします。

○西田部長（水研機構） マイワシ太平洋系群については、資料2－4になります。資料2としてとじてある資料の57ページからになります。

マイワシ太平洋系群、個別の説明は61ページからになります。61ページの下段、スライドの10をまず御覧ください。

小さいグラフなんですけど、図2に漁獲量の経年変化を示しています。漁獲量は2010年代に入りまして増加傾向に転じておりまして、2019年は52.1万トンでした。

62ページに移ります。

上段、スライド11の左、図4でマイワシ太平洋系群に適用した再生産関係について説明しています。

マイワシでは、長期的に見て極めて高い加入が見られた時期と、それ以外の時期に分け、現状の資源については、1988年以降の年代における再生産関係、この図では赤い線で引いている方ですが、こちらを適用してそれにより管理基準値を提案することといたしました。

その結果、本資源に提案した管理基準値を下の表のところの欄に目標管理基準値案、限界管理基準値案、禁漁水準、MSYについて示しています。

目標管理基準値案に関しては、親魚量で118.7万トンということで提案させていただいております。

同じページの下段、図6に1988年以降の本資源についての神戸プロットを示しました。2012年以降は、漁獲の強さとして、 $F_{msy}$ と同等の水準で推移したと推定されておりまして、親魚量は近年増加しており、2017年以降は、親魚量は目標管理基準値案を上回っているというふうに推定しています。

63ページに移ります。

すみません、63ページの下段、スライドの14になります。表1と表2に2021年から $F_{msy}$ を基準に $\beta$ を調整した場合の親魚量を表1、漁獲量を表2で示しております。10年後の2031年に親魚量が目標を上回っている確率が50%以上になるのは $\beta 0.9$ 、 $\beta 0.9$ が51%というふうに示していますが、これ以下であり、 $\beta 0.9$ での2021年の漁獲量は77万1,000トンということになります。

2022年以降の予測は、また今後の資源評価により更新されていきます。

64ページの上段、スライドの15に本資源評価のまとめを記載しています。

本資源では、特に近年の2018年生まれが多いというふうに見られます。2019年生まれは、

2018年生まれほどではないものの多く、これらにより最近の漁獲が支えられているというふうに考えております。

それでは、飛びますが、68ページに移ります。

よろしいでしょうか。

68ページの上段に、第1回資源管理方針の検討会で頂いたコメントと指摘事項を整理してございます。

この中で、下段のスライド24のところを御覧ください。ここが指摘事項の一覧になっております。事項の1から事項の5まであるのですが、ここでは事項2-②について御紹介します。

事項2-②というのは、「3年又は5年程度の間、親魚量をMSY水準以上に維持するという前提で、 $\beta$ の値を1以上に設定しつつ、その後、 $\beta$ の値を低くするといった場合の試算」というものでございました。

また、ちょっとページが飛んで恐縮なのですが、70ページ。

70ページの上段に当初5年間 $\beta$ 1.1、2026年以降の $\beta$ を0.8から1.2で変化させた場合の将来予測の結果。また下段、スライド28には、当初3年間、つまり2021年から2023年は $\beta$ 1.2、そして2024年以降の $\beta$ を0.8から1.2で変化させた場合の将来予測を示しています。

これらの結果につきましては、第1回の資源管理方針の検討会からの御要望を受けて試算として行って、その内容については、今、御報告したとおりですけれども、一時的にも、漁獲圧を、 $F_{msy}$ を上回る水準にすることは、資源を目標管理基準値案よりも減少させるというリスクは高まるということは指摘させていただきます。

詳しい説明は省かせていただきますけれども、それについて分析した内容を71ページから72ページの上段にかけて示しております。

以上が、マイワシ太平洋系群に関する説明でした。どうもありがとうございました。

○資源管理推進室長 続きまして、マイワシ太平洋系群に関する基本方針の別紙2-6の案について御説明をいたします。

資料2の19ページ、右下の番号で19ページでございます。

まず、このマイワシ太平洋系群については、ステークホルダー会合を2回開催しておりますので、そこでの議論を受けて方針を固めたということでございます。

まず、資源管理の目標ですけれども、目標管理基準値、これは資源評価結果に基づきまして、118万7,000トン、限界管理基準値については48万7,000トンでございます。2019年

の親魚量が158万5,000トンでございますので、この資源については、目標管理基準値を現状で上回っているという状況でございます。

続きまして、漁獲シナリオでございます。10年後に少なくとも50%の確率で目標管理基準値を上回るように漁獲圧力を調整というのは、先ほどのマアジ等と同じでございます。

それで、シナリオについて、ステークホルダー会合で、一番、これ、議論になったのが、現状のマイワシ太平洋系群について、高加入期に入っているのか、あるいは通常加入期なのかというところが非常に大きな議論に、1回目も2回目もなりました。

科学者、資源評価の結果としては、これは、高加入期に入ったという判断はできないということである一方、関係する漁業者、漁業関係者の皆様の御意見としては、現場の実感として、もう高加入期に入っているのではないか、というような議論がございました。

そういう背景もございまして、先ほど水研機構の方から御説明あったように、第1回の会合で試算をする要請がございまして、当初5年間、 $\beta$  1.1で固定して、6年目以降に $\beta$ を下げる。あるいは当初3年間 $\beta$  1.2として、その後下げるというシナリオでございます。これについて、 $\beta$ 、そもそもがMSYを達成する漁獲圧力に乗じる安全係数ということで1以下という概念というところがありまして、1を超える $\beta$ というのはどうなのか、という議論もステークホルダー会合の中でありました。

ということで、ここで $\beta$  1.1、1.2というのは、便宜上、 $\beta$ とずっと呼ばせていただきますし、資料の中にも $\beta$ という形で載せてございますが、そういう議論があったということだけは御紹介をしておきます。

その水研機構を含むJV機関の方で試算を頂いた結果、あるいはそこで示されたリスクも含めて水産庁の方で検討しまして、水産庁としては、水研が推奨する基本形の漁獲管理規則に基づく $\beta$ 一定のシナリオ、この場合、50%以上の達成確率であれば、 $\beta$  0.9となるわけですが、それ以外に選択可能だと考えたシナリオということで、代替シナリオとして、5年間 $\beta$ を1.1にして、その後、6年目以降0.85に下げるというシナリオ、もう1つが、3年間 $\beta$ を1.2として、その後、4年目以降、0.85に下げるというシナリオ、この2つを基本形に加えて提示したところでございます。

そのシナリオについては、資料の97ページの上段に、その追加のシナリオということでお示ししてございます。

この $\beta$ が1を超えるということについて、安易に使ってはいかんということで、現状、目標管理基準値を大きく上回っているということ、あと10年後の50%の確率で維持すると

いうシナリオになっていることという観点から、採用することは可能ではないかと、水産庁の方で考えた次第でございます。

これを提示した結果として、関係者の皆様からは、3年1.2とする、その後、0.85に下げるといふシナリオの方を好むという意見がございましたので、そちらを採用した形のシナリオということにさせていただいております。

ということで、この19ページの下の方、(1)とあって、令和3年から5年の間、これについては、直近の親魚量が目標管理基準値を大きく上回っていることを踏まえて乗じる係数は1.2とする。その後ろにただし書を付けておりまして、毎年、資源評価を行う中で、この $\beta$ 1.2とする期間、あるいはその翌年のいずれかの親魚量が仮に目標管理基準値を下回るような場合については、これは1を超える $\beta$ で獲り続けるというのは適切ではないだろうということで、見直す。見直す際には、資源管理の方針に関する検討会、ステークホルダー会合を開催して見直すということをごに書かせていただいております。

その後ろに、要は、4年目以降については0.85に下げるといふ話、あと、その後、限界管理基準値を下回った場合、あるいは禁漁水準を下回った場合については、先ほどまで説明をしたマアジと同じでございます。

続きまして、20ページ、TAC、漁獲可能量の算定方法ですけれども、このABCの範囲内で超えない量とするとでございます。

続きまして、第5の大臣管理区分と管理手法でございますが、これも基本、サンマ、マアジと同じでございます。

管理区分として、「大中型まき網漁業」と「その他大臣許可漁業」ということで、2つの管理区分を設けることとしております。

そこから先については、基本、サンマ、マアジと同じような規定となっております。

次のページ、21ページの下、第6の配分の基準についても同じでございます。

あと、22ページに行って、国からの留保の配分、いわゆる75%ルールについてもマアジと同じ規定としております。

第7についても、これまでの魚種と同じでございます。

第8で、「その他大臣許可漁業」管理区分について、こちらについても、マイワシをある程度漁獲されるであろうというところの漁業種類について、北太平洋さんま漁業と沖合底びき網漁業について、許認可の上限の数を明記してございます。協定あるいは公表に関する規定については、これまでの魚種と同じ規定となっております。

続きまして、令和3管理年度のTAC及びその配分について、資料3の方に移っていた  
だいて、マイワシ太平洋系群、資料3の19ページ、資料3-4と書いてあるものでござい  
ます。

ということで、シナリオ、係数については1.2を乗じた値により導かれるABCをTAC  
Cということで、令和3管理年度のTACについては97万3,000トンとしております。

次のページに行っていただいて、配分でございますけれども、TACの25%、国の留保、  
これには国際交渉において必要となる数量も含むということです。

配分については、過去3か年実績の比率に基づいた比例配分ということでございまして、  
具体的な数値の配分案につきましては、次の21ページの方にお示ししてございます。

私からの説明は、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお  
願いいたします。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。

私ばかり申し訳ないんですけども、質問ではなくてコメントです。

マイワシのように、人間の努力ではどうにもならない大きな変動、マアジ資源について、  
低いとき、環境が、ここでは数字を切っていますけれども、それに合わせて基準を作って、  
豊漁期はボーナスと考えるという、この考え方、とてもいいと思います。

それから、ステークホルダー会議、私、これ、出ていたんですけども、漁獲のこの $\beta$   
の値は、一応、これで合意があったのかなというふうに私、理解しておりますし、そのと  
き、私、ちゃんと令和6年度以降、ちゃんと0.85に下げる覚悟はあるのかと、漁業者に質  
問しておきましたので、ここに、資料2の19ページに書かれているように、(2)ですね。  
令和6年度以降、以下のとおりとするというふうに明記されていて、とても有り難いと思  
います。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

大森委員。

○大森委員 この資料3の21ページの配分の内訳ですけれども、3年間の自動配分ルール

に基づいてやるということですが、現実問題、知事管理分で全管理期間と比較すると、大幅に下落している県域があるということでもありますので、実際に漁獲をして、それを75%超えないとその議論に乗らないということではなくて、よくよく地元の県域の意見も前広に聞いていただきながら、迅速な留保枠からの配分ということがなされるようお願いする次第であります。

よろしく申し上げます。

○山川分科会長 これについては御意見いただいたということですのでよろしいでしょうか。

魚谷資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 自動配分ルール、「75%ルール」以外での、というのは、先ほど谷委員からもございましたけれども、それは状況を見ながらということになると思います。一方で、「75%ルール」で出していったときに、漁期が早い時期に来る県とそうじゃない県とか、いろいろあると思います。そういうのも含めまして、今回、こちら、別紙の方に「75%ルール」を移してくるに当たって、先ほどちょっと御説明しました、ただし書で留保が不足すると見込まれる場合はこの限りではないというふうなものも入れてございます。

ということで、水産庁としては、そういう漁獲の積み上がりの状況等を注視しながら、この規定を使って、ある程度歯止めというか、抑制するのがいいのかどうかとか、こういったことを考えながら、あるいはそういう情報を関係者の皆さんと共有しながら、できるだけ現場に支障が生じないように対応していきたいというふう考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

ウェブで参加しておられる方々いかがでしょうか。

では、特にないということですので、マイワシの基本方針の別紙、それからTACの設定と配分につきましては、原案どおり承認していただいたということですのでよろしいでしょうか。マイワシの太平洋系群ですね。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、マイワシの対馬系群につきまして、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 続きまして、マイワシ対馬暖流系群でございます。

まず、水研機構の方から資源評価結果について御説明をお願いします。



○西田部長（水研機構） マイワシ対馬暖流系群については、資料2－5になります。資料2でとじた資料の75ページからになります。

それで、77ページをまず御覧ください。

上段のスライド5の上方、上の方に漁獲量の経年変化を示しています。2018年は7.1万トンだったのですが、2019年は1.4万トンでした。長期的には資源は増加傾向にあると見られますけれども、まだ低水準にあり、漁場が形成される海域は、まだ不安定な状況にあるというふうに考えているところです。

79ページに移らせていただきます。

上段、スライド9に、本資源に適用した再生産関係を示しています。太平洋系群と同じように、1987年と1988年の間で区切り、現在の資源に対しては1988年以降の年代の再生産関係、ここで赤い線で示した方の関係を適用しています。

下段、スライド10に、それにより本資源に提案した管理基準値案というものを示しています。

こちら、目標管理基準値案に対応する親魚量は109.3万トン、限界管理基準値案に対応する親魚量は46.5万トンです。

2019年の親魚量は19.4万トンですので、現状においては、この資源は限界管理基準値案を下回っている状態というふうに評価されました。

続きまして、80ページの上段、スライドの11に神戸プロットを示しました。現状、目標以上の水準にある太平洋系群と異なりまして、本系群については現状も左下の領域に位置していると推定されました。

一方、漁獲の強さについては $F_{msy}$ に比べて高くないという推定結果にもなっております。

81ページに移ります。

これまでのマアジ2系群とマイワシ太平洋系群については、限界管理基準値案以上の状態にありましたので、説明を省いていたのですが、ここで、 $F_{msy}$ というものを基準にして私たちが提案している漁獲管理規則案について、いま一度説明させていただきたいと思います。

上段のスライド13になります。

この規則案では、限界管理基準値以上においては、 $F_{msy}$ を基準にして、それに $\beta$ という安全率を乗じることとしています。

一方、限界管理基準値案を下回る資源状態においては、それにさらに親魚量の減少の程度に応じて漁獲圧を引き下げる形ということになっています。マイワシ対馬暖流系群では、現状限界管理基準値案を下回っていますから、これから示す将来予測においても限界管理基準値案を下回る間は $\beta F_{msy}$ から更に引き下げる漁獲圧で漁獲した場合で予測しているということをあらかじめお断りしておきたいと思います。

それでは、82ページに移ります。

下段、スライド16に2021年から $\beta$ に応じて漁獲を調整した場合の上から親魚量が目標を上回る確率、それから、その間の平均親魚量、また平均漁獲量を表にしています。

これによりますと、2031年に目標を50%以上の確率で上回っているのは $\beta 0.8$ 、ここに、54のところを赤囲みしていますが、 $\beta 0.8$ 以下の場合ということになります。 $\beta 0.8$ のときの2021年の漁獲量は、一番下の行を見ていただきますと、4万6,000トンということになります。

84ページに移ります。

上段のスライド19に、第1回の資源管理方針検討会で頂いたコメントと指摘事項を整理しています。

ここでは、その中で、事項の2及び事項の3への対応について御紹介します。

事項の2といたしますのは、当面の漁獲量を8万トン程度、2031年漁獲量を20万トン程度とし、10年後に親魚量がMSY水準を50%以上の確率で上回るシナリオの探索。

事項の3というのは、当面の漁獲量を8万トンから9万トン程度とし、その後、 $\beta$ を引き下げた場合の将来予測というものでございました。

85ページの下段、スライドの22に事項2への対応を示しています。対応した試算結果を示してございます。

先ほど御紹介した漁獲管理規則案では、限界管理基準値案を下回っているときには、 $\beta 0.8$ であっても、そこから更に親魚量の減少具合に応じて引き下げるということを提案していましたが、ここではそのような引下げをせず、当初3年 $0.8F_{msy}$ そのまま漁獲をすると予測して、それを赤囲みで示しています。この場合、2021年の漁獲量は7万7,000トンということになります。

それから、86ページの上段に、事項3への対応を示しています。こちらは、当初3年を8万5,000トンの漁獲、2024年以降は $0.785F_{msy}$ での漁獲をした場合の将来予測というものを、赤囲みしています。これら2つのシナリオとも、漁獲管理規則案に沿ったものでは

ないのですけれども、10年後の目標確率50%以上ということに対しては合致しているものということになります。

89ページになりますが、89ページの下段に、スライド30ですが、これらのシナリオ含め、もともと漁獲管理規則案に沿っていたものを、ここではベース・ケースと呼んでいますけれども、同様に試算したいくつかのシナリオについてのリスクの評価というものを一覧にしています。ここでは2025年までの親魚量が2020年の親魚量より減少する確率が高まることをリスクとして赤で強調していたりしています。

このような分析も行った上で、今回、一連の試算結果として提出させていただきましたことを御報告いたします。

マイワシ対馬暖流系群の説明については、以上になります。

どうもありがとうございました。

○資源管理推進室長 続きまして、マイワシ対馬暖流系群についての基本方針の別紙、別紙2-7の案について御説明をいたします。

資料2-1の26ページということになります。

この資源、第3の「資源管理の目標」というところに書いてございます。目標管理基準値は109万3,000トン、限界管理基準値は46万5,000トンとなっております。

2019年の親魚量について19万4,000トンでございますので、限界管理基準値を下回っているという状況でございます。

ですので、これは法律の第12条に基づいて、「資源再建計画」を作成する対象になるということでございます。

資源再建計画については、その限界管理基準値を下回っている資源について、目標管理基準値まで回復させるという計画でございます。

先ほど資源評価結果の……この再建計画ですね。基本的に、限界管理基準値を下回っているということが分かった年度の末日から2年以内に作成するということになってございますけれども、先ほど資源評価の結果でありますように、10年で回復できるシナリオというのが示されておりますので、これはできるだけ速やかに作成したいというふうに考えてございます。

続きまして、第4の漁獲シナリオでございます。

10年後の目標管理基準値50%以上で達成というところは、変わりません。このマイワシ対馬暖流系群についてのステークホルダー会合での一番議論になったところは、この目標

管理基準値109万3,000トンに対応する最大持続生産量MSY水準ですけれども、これが約30万トン程度になっているということなんですけれども、この対馬暖流系群の水揚げ地の陸上のキャパシティ等を考えると、30万トンというのは非現実的というか、処理できない数字だということで、関係者、漁業関係者の皆さん、あるいは加工流通業者の関係者の皆さんからすると、この30万トンという、ある意味、非現実的な目標に向かって当初のTACが半減するというようなのはちょっと、という、それに取り組むのは、なかなかやる気も起きませんよ、というような、率直な意見をお伺いしました。

そういうこともありまして、第1回のステークホルダー会合で、先ほど水研機構から御紹介のあったような代替のシナリオの試算というものの要請が行われました。

ということで、結果として出された試算というものは、 $\beta$ を0.8、これは直線的に下げない、直の数字で0.8ということなんですけれども、これで3年、当初3年設定する。あるいは8万5,000トンという漁獲量固定で3年獲る。その後4年目以降について、10年後の50%以上の達成確率というのを確保する $\beta$ まで下げるというような試算についての結果を頂いたということでございます。

これらについて、水研機構含むJV機関の方から示された、これに伴う、それらの代替シナリオに伴うリスクも含めて水産庁の方で検討しまして、そのベース・ケース、基本的な漁獲管理規則に基づくもの以外に選択し得るシナリオとして、2つ、水産庁の方から御提示いたしました。それが、この資料の最後のページ、100ページの下段になります。

先ほどリスクの話をしましたけれども、目標管理基準値を下回っているということで、 $\beta$ は1を超えない。これはさらに追加のシナリオで、10万トンで3年間とか当初1年間というのも、追々加ということで試算されているというわけなんですけれども、これについては1を超える、対応する $\beta$ としては1を超えるということで、採択できないだろうということでございまして、それ以外に、2025年までに親魚量が2020年の水準を下回る確率、これは20%程度以下に抑えましょう。あるいは禁漁水準を下回る可能性はないということ。そういうことを踏まえるということで、ベース・ケースのシナリオ以外で選択可能なものとして、ここの下にある、提案①、提案②ということで水産庁からお示したものでございます。

①というのは、当初3年間、直線的に下げない形での $\beta$ 0.8で設定して、その後、4年目以降0.75に下げるというシナリオ。提案②として、当初3年間8万5,000トンで固定して、その後4年目以降0.75に下げるというシナリオ、これは、いずれも10年後の目標管理

基準値達成確率50%というのは確保できているというシナリオでございます。

この2つを提示しまして、その結果、第2回のステークホルダー会合で出席された方々からは、提案①、要は、 $\beta$ を0.8で3年間獲る。こちらのシナリオの方を好みますという御意見が出ましたので、そちらを踏まえたシナリオということになっております。

ページ、26ページの方に戻っていただいて、この26ページの下段、「漁獲圧力」のところの(1)で、令和3年から5年の間は0.8を乗じた値と書いてございます。令和6年以降でございますけれども、これは $\beta$ として0.75を採用するということでございます。

②、③、限界管理基準値を再度下回った場合、要は4年目以降、あるいは禁漁水準を下回った場合の規定については、これまでの魚種と同様でございます。

続きまして、27ページの方に移っていただきまして、大臣管理区分とその管理の手法でございますけれども、これも今までの魚種と同じような形でございまして、大臣管理区分としては、「大中型まき網」と「その他大臣許可漁業」ということとしておりまして、管理の手法としては総量の管理ということでございます。

そこから28ページ、29ページのところまでは今までの魚種と同じような、同じ規定となっております。

この29ページの下、国の留保からの配分について。こちら「75%ルール」、これ、基本的にマアジ、あるいはマイワシ太平洋系群と、基本的なところは同じですけれども、いくつか追加的な条件を付しておりますので、それについて御説明をします。

30ページの方に戻っていただいて、こちらのマイワシ対馬暖流系群については、非常に枠が厳しいということもございまして、まず、この上の段の(1)の配分の時期及びその方法のところの2行目、ただし書がございます。「ただし、管理年度の開始日から7月末日までに配分する数量の上限は、国の留保の8割とする」という、こういう条件を設けてございます。すなわち2割分というのは、8月以降のためにとっておくという、そういう考えでございます。

さらに、その下、「また、」と書いてございます。「特定の都道府県又は大臣管理区分が受けられる配分の上限は、国の留保の半分とする。ただし、関係者間で別途の合意がある場合には、この限りではない。」ということでございます。こちら、「75%ルール」に基づくと、同じ都道府県、あるいは同じ管理区分が何回も追加配分を繰り返し受けられる仕組みとなっております。それで、特定のところが全て使ってしまうというのは適切でなかろう、非常に枠が厳しい中で、ということでございますので、この上限を国の留保の半

分という制限を設けたところでございます。

さらに、その下、①も②も同じなんですけれども、要は「75%ルール」と先ほどから申し上げていますが、配分量の75%を超えた日を基準日としているわけですが、その後ろに、又は当該都道府県、下の方では大臣管理とありますけれども、その漁獲可能量とその開始からの漁獲総量との差が1,000トンを下回った日というのを1つ加えてございます。

こちら、このマイワシ対馬暖流系群のメインの漁法、大中まき、あるいは中まきという形で、一度に獲れる量も多いということで、75%という割合だけの基準だと、これを超えるとすぐ満限まで行く、そういうおそれもあるということで、1,000トンを下回ったとき、という絶対量での基準も、この対馬暖流系群については追加したという次第でございます。

その後ろ、ずっと同じでございます、最後のページ、第8、最後のページ、32ページでございますけれども、第8のところ、「その他大臣漁業管理区分」について、マイワシを獲る可能性のある、マイワシ対馬暖流系群を獲る可能性のある、ある程度獲る可能性のある漁業種類ということで、沖合底びき、以西底びきについて許認可の上限を明記してございます。

その後ろ、協定の話、あるいは公表の話についてはこれまでと同じでございます。

続きまして、マイワシ対馬暖流系群の令和3管理年度のTAC及びその配分について御説明をいたします。

資料3の方に移っていただいて、資料3-5、ページで言いますと23ページでございます。

TACの数量ですけれども、先ほど御説明しましたとおり、 $\beta$ として0.8を使いまして、ABC、これをTACとするということで、7万7,000トンということでございます。

続きまして、次のページ、24ページに移っていただいて、まず、国の留保ですけれども、こちら、全体の枠が厳しくなっている中で、国の留保からの追加配分での対応ということを重視いたしまして、多めの30%ということで国の留保としたいというふうに考えてございます。

配分の過去3年の実績配分、ということについては同じでございます、具体的な配分の数字を次のページ、25ページの方にお示ししてございます。

私からの御説明は、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等、よろしくお願いいたします。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。

この系群に限らず、マアジ、マイワシのステークホルダー会議において出されたいろいろな意見に対して、真摯に御対応いただいた水産研究・教育機構のこの計算には感謝申し上げます。これがなかったら、今日ここまで来ていなかったのではないかと。私は本当にそう思っています。

これが1つ目のコメントで、2つ目、これ、質問なんですけれども、太平洋のマイワシはすごく増えているのに、日本海は全然増えないのは、その漁獲圧力が高いからなんでしょうかね。その理由を知りたいなと思っています。

○山川分科会長 西田部長。

○西田部長（水研機構） 神戸プロットを見ても、 $F_{msy}$ を下回る水準で、漁獲圧はそんなに高くないという評価になって、ただ、漁場のでき方がまだまだ、一時的にはまとまるんですけれども、海域的にこっちにできたり、こっちにできたりと言いますか。安定していないということですかね。ですから、長期的に見れば増える傾向は見えると思うのですが、まだそこが明確に太平洋ほど見えていないというところだと思います。太平洋はもう道東沖の漁場が夏場にきちっとできている。ある意味安定的にできているのですが、まだそこまでいっていないということだと思います。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員 ありがとうございます。

今回の改定で、資源再建計画の策定についても、かなり本当に細かく客観性を持って立てられているので、それに合わせた対馬暖流系群のTACの在り方というのは非常にすばらしいと思っています。

なので、マイワシの対馬暖流系群に直接は関連しないんですけれども、この資源再建計画の策定の2番の期間を定めたところに、当該、本資源は10年以内の資源回復の計画を策定するけれども、いかなる措置を講じても10年以内に回復目標を上回らないであろうと思われる資源については、10年を超える期間も特別に認め得るというんですけれども、限界管理基準値がMSYの60%で引かれていて、それを下回った場合に、たとえ禁漁しても10年以内にその資源が回復しない可能性もある資源というのは、これが、もしそういった

セーフティーネット的に置かれているだけならあれなんですけれども、もし具体的にそういった資源があるとしたら、どういった資源になるのでしょうか。

○山川分科会長 これは魚谷資源管理推進室長、よろしいでしょうか。

○資源管理推進室長 今、ステークホルダー会合のプロセスを進めている中のスケトウダラの日本海系群、これについては、現状の資源評価に基づく予測では、10年では $\beta$ をゼロにしても目標管理基準値には到達しないという状況になっておりますので、この10年を超える形での再建計画を作り、10年以内の暫定目標という形を置いた上で、回復を図っていくという形になるということでございます。これは議論、これから中身を詰めていくということでございます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

柳川委員。

○柳川特別委員 機船の柳川です。

今のお話ですが、日本海のスケトウダラについて、先日、第1回目のステークホルダー会議が開催され、第2回目を11月の中旬に開催し、改めて関係者を集めてまた議論することになっています。その中であるのは、MSYの設定値が今まで達成されたことのない親魚量水準となっていて、漁業者は、納得がいかないMSYになっているものだから、議論がかみ合っていない。いろいろな意見もあるのですが、落ち所がまだ分かりませんけれども、これからの議論になっていくのだと思います。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますか。

ウェブで参加しておられる井本委員から御質問、御意見等あるということですので、井本委員、よろしく願いいたします。

○井本特別委員 山陰旋網の井本です。よろしいでしょうか。

○山川分科会長 お願いします。

○井本特別委員 まず、境港の方でもステークホルダー会合に合わせまして、マイワシや、対馬系群のマイワシやマアジについての資源評価結果とか、管理方策について当組合主催で説明会を開催いたしまして、その際に、魚谷室長はじめ水産庁とか水研機構の方々には現地までお越しいただきました。

その際に、現場からの質疑ですとか要望ですとかに丁寧にお答えいただきまして、その



件に関して、この場をお借りして感謝申し上げます。

対馬系群のマイワシについては、かなり厳しい意見が多々ございました。境港にとって、マイワシというのは、非常に重要な魚種でございまして、現場の関係者がこの資源評価に高い関心を持っているということを御理解いただけたらと存じております。

漁業者は、今回決定された管理措置についてはしっかりと取り組んでまいります、引き続き資源評価の精度向上に努めていただくように改めてお願い申し上げます。

また、今後とも現場への丁寧な説明と理解が深まるように引き続き御尽力いただきまして、行政や研究機関の方々との意見交換を継続的に行っていただきたいと存じますので、こちら併せてお願いいたします。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

御意見いただいたということで、よろしく願いいたします。

ほかに御意見等ございますでしょうか。

では、特になければ、マイワシ対馬暖流系群の基本方針の別紙、それからTAC設定と配分につきましては、原案のとおり承認していただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

なお、諮問第340号は、漁獲可能量について留保枠から配分と数量の融通の取扱いにつきましても諮問されております。

事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資料3-1の別紙2ということで、ページ数、一番後ろの27ページになります。

こちら、先ほど来、何回も話題に出ております75%の追加配分ルールでございませけれども、こちらについて、これまで機械的に配分するというので、行政の裁量なしということで、水政審への諮問を経ずに事後報告とさせていただいているところでございます。

この扱いを引き続き続けていただきたいという点と、もう1つ、都道府県間、あるいは大臣許可漁業と都道府県との間で合意が整った数量の融通についても、同様に行政の裁量ない形での数量の変更ということで、諮問を経ずに事後報告による変更ということをお認めいただきたいという内容でございませ。

これまでこういった自動配分については、基本計画そのものの表の注書きのような形でこういう場合に配分しますと書いてございませけれども、今回、基本方針と数量の告示、

別々になったということで、いろいろと考えた結果として、毎回、年度当初に数量を定める時点において、こういうものについては、諮問を経ずに事後報告で対応させていただきたいということを諮問した上でやる。それを毎年繰り返していくという形での対応とさせていただきます。

ということで、今回はマアジ、マイワシ太平洋系群、マイワシ対馬暖流系群の3つの資源について、この扱いについて御了承いただきたいという内容でございます。

私からの御説明は、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

ウェブで参加しておられる委員の方々もよろしいですか。

では、特にないようでしたら、漁獲可能量について、留保枠からの配分と数量の融通の取扱いにつきましては、原案のとおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、そのようにさせていただきます。

冒頭で事務局から説明がありましたけれども、諮問第339号につきましては、現在、パブリックコメント手続の期間中ということでございます。また、諮問第340号は、諮問第339号に関連する諮問ということですので、寄せられた意見を踏まえて、2つの諮問事項の内容が大きく変更することとなったような場合には、改めて分科会に諮問していただくということにいたします。

ほかにないようでしたら、諮問第339号と第340号につきましては、原案どおり承認をしていただいたということにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、そのように決定いたします。

時間がまだかかるとお思いますので、この辺で一旦休憩を入れたいと思います。

4時15分再開ということで、よろしくお願いいたします。

(休憩)

○山川分科会長 では、そろそろ始めたいと思います。

では、続きまして、諮問第341号ということになります。

漁業法第42条の規定による大臣許可漁業における制限措置の設定についてということになりますけれども、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○管理調整課長 資料4-1でございます。

まずは諮問文を読み上げさせていただきます。

2 水管第1453号

令和2年10月30日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）第42条第1項の制限措置の内容について（諮問第341号）

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）第42条第1項の制限措置の内容について別紙のとおり定めたいので、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

内容でございます。制限措置の案の内容は、2ページ以降になってございますが、中身について、最後の25ページを御覧ください。

先ほどまで、24ページまでの内容で制限措置を定めまして、改正法の施行日——令和2年12月1日でございますが——に農林水産省のホームページにて公示するというのを考えてございます。

中身でございますけれども、改正法の附則におきまして、改正法の施行の際、現に指定漁業又は特定大臣許可漁業の許可を受けている者は、新法に基づく許可又は認可を受けたものとみなすという規定がございます。この規定を適用するに当たりまして、今、許可を持っていらっしゃる方、交付された許可証等に記載されている船舶の総トン数、操業区域、操業期間、漁業の方法、その下に囲みで書いてございますが、それを新漁業法42条第1項の制限措置の内容と定めるということで公示する必要があるものでございます。

左にありますとおり、現行は、許可証等に記載されている内容には、総トン数、操業区域、期間、漁業の方法等ございますが、改正法42条第1項では、制限措置として、ここにある4つの事項、漁具の種類その他漁業の方法も含めて制限措置として定めることになっておりますので、24ページまでの内容として公示するものでございます。

一番下の※印のところでございますが、今回は、法律では、許可を申請すべき期間を公示しなければならないとなつてございますが、先ほど言ったとおり、新法に基づく新しく許可を受けたとみなすものでございますので、許可又は認可を申請すべき期間というのは公示しないということとしてございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ウェブで参加しておられる委員の方々、いかがですか。

特にないということですので、諮問第341号につきましては、原案どおり承認をしていただいたということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 なお、本件は12月1日に公示されるということですので、本日の資料のうちの許認可隻数は、公示時点の隻数に修正される可能性があるということです。

答申に当たりまして、このような事務手続上の部分的な修正や文言の訂正等につきましては、私に一任いただければというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、そのようにさせていただきます。

次に、諮問第342号、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について(いとまきえい関係)ということですがけれども、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 かつお・まぐろ漁業室長でございます。

まずは、資料5を御覧いただきたいと思っております。

諮問文を読ませていただきます。

令和2年10月30日

水産政策審議会

会長 山川卓殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部改正について（諮問第342号）

別紙のとおり、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第119条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

今回の省令の改正の内容でございますが、クリップで留めております資料、5-2がその内容なのですが、説明につきましては一番最後の紙、資料5-3、一枚紙を御覧いただきたいと思っております。

この省令は、イトマキエイ科に関する保存管理措置の関係でございます。

まず、1番の趣旨でございますが、中西部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存管理を行うWCPFC、中西部太平洋まぐろ類委員会は、資源管理に必要な措置を採択しております。我が国では、このような措置を省令等の国内法令により担保してございます。

昨年12月に開催されたWCPFC年次会合におきまして、中西部太平洋条約海域におけるイトマキエイ類の種の保存を確保し、厳格な管理を実施するため、1つは、条約加盟国等において、イトマキエイ科を狙った操業を禁止すること。2つ目として、まき網漁船がイトマキエイ科を混獲した場合は、監督当局への引渡し又は廃棄の義務付けが行われること。これらを定めた保存管理措置が採択されました。

これを受けて、当該保存管理措置を我が国において担保するため、今般、許可省令の一部を改正し、必要な措置を行うものでございます。

具体的には、2の概要の（3）に記載してございます。

①として、1つは、かつお・まぐろ漁業に対する措置といたしまして、許可省令別表第4のかつお・まぐろ漁業の項第7号の規定において、中西部太平洋条約海域におけるイトマキエイ科の採捕を禁止すること。二つ目として、まき網漁船への措置として、許可省令

43条の規定において、採捕したイトマキエイ科の販売を禁止する海域、これを中西部太平洋海域も追加する。これによって条約上の義務を担保するというものとしていただきます。

改正省令の施行日については、このWCPFCの保存管理措置が発効する令和3年1月1日を予定してございます。

改正条文については、資料5-2に記載しているとおりでございます。

私からの説明は、以上でございます。ありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

ウェブで参加しておられる委員の方々、いかがですか。

特に御意見等ないということですので、では、諮問第342号につきましては、原案どおり承認をしていただいたということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第343号、漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について(よしきりざめ関係)ということで、事務局から資料の説明をよろしくお願いたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 お手元の資料6を御覧いただきたいと思います。

まずは、諮問文を読み上げさせていただきます。

2 水管第1442号

令和2年10月30日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)の一部改正について(諮問第343号)

別紙のとおり、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第119条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

この省令改正の内容でございますが、1枚めくっていただいた資料6-2に本体がございますが、説明については、最後のページの資料6-3、これを御覧いただきたいと存じます。

この改正案は、北大西洋のヨシキリザメの国別漁獲上限、これを担保するための関係措置でございます。

1番に書かれてある趣旨でございますが、大西洋におけるかつお・まぐろ類の保存管理を行うI C C A T、大西洋まぐろ類保存委員会ですね。ここでは、資源管理に必要な措置を採択してございます。我が国では、このような措置を省令等の国内法令で担保してございます。

昨年11月に開催されたI C C A T年次会合におきまして、大西洋条約海域のうち北緯5度以北の海域で漁獲されるヨシキリザメの総漁獲可能量及び国別の漁獲上限を定める新たな保存管理措置が採択されました。

ちなみに日本は4,010トンということでございます。

これを受けまして、当該保存管理措置を我が国において担保するため、今般、一部改正をして、必要な措置を行うものでございます。

具体的には、2番の概要のところ、これの第2パラグラフを御覧いただきたいと思えますけれども、許可省令23条及び同条別表第4のかつお・まぐろ漁業の項27号ですね。ここに大西洋条約のうち北緯5度以北の海域におけるヨシキリザメの採捕、これについては、農林水産大臣が定めた期間内においては、禁止する旨の規定を追加するというものでございます。

これにより我が国の北大西洋ヨシキリザメの漁獲量が、国別漁獲上限、これに接近した際に漁業者がこの上限を超過して漁獲することを防ぐことが担保されるということでございます。

なお、この省令の施行期日につきましては、令和3年2月1日を予定してございます。

私の方からの説明は、以上でございます。

よろしく申し上げます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。

中身については是非もないので、反対でも何でもないんですけども、これによって、混獲魚種に対する枠が加わることによって、例えば国民の関心で言うと、大西洋クロマグロの漁獲が減ったりする影響があるのかとか、バチが減るのかとかという可能性も考えられるわけなのですが、それについてはどのような感じなのでしょう。

○山川分科会長 石塚かつお・まぐろ室長、よろしく願いします。

○かつお・まぐろ漁業室長 御質問ありがとうございます。

今回の措置は、ヨシキリザメのいわゆる漁獲枠といいますが、日本におきましては、狙って獲っているわけではなく、混獲という状況でございます。EUなども関係国も獲っております、主にEUの方が、この漁獲枠を規制したいということで提案したものでございます。クロマグロ等に対する影響等については、直接リンクはしないものと考えてございます。

私の方から以上でございます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

田中委員。

○田中委員 今現在、混獲の量と今後提案されるであろうキャッチ・リミットというのは、大体同じぐらいな感じなんですか。それともオーバーして、どちらが多いとか。

○山川分科会長 石塚かつお・まぐろ室長、よろしく願いします。

○かつお・まぐろ漁業室長 御質問ありがとうございます。

今現在、日本で、この海域で、北側で漁獲しているのは、近年では4,000トンをちょっと超える程度が続いてございます。

今回の漁獲上限が4,010トンでございますので、ちょうど実績と同じ程度というような割当てを受けてございます。

以上でございます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

ウェブで参加しておられる委員の方々は。



特にないということだそうです。

では、ほかにないようでしたら、諮問第343号につきましては、原案どおり承認をしていただいたということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第341号～第343号につきましては、確認のために答申書を読み上げます。

#### 答申書

2 水 審 第 18 号

令和2年10月30日

農林水産大臣 野上 浩太郎 殿

水産政策審議会

会長 山川 卓

令和2年10月30日に開催された水産政策審議会第104回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

#### 記

諮問第341号 漁業法第42条の規定による大臣許可漁業における制限措置の設定について

諮問第342号 漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について  
(いとまきえい関係)

諮問第343号 漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について  
(よしきりぞめ関係)

それでは、この答申書を藤田資源管理部長にお渡しいたします。

(分科会長から資源管理部長に答申書手交)

○山川分科会長 事務的な説明が1か所あるということだそうです。

○管理調整課長 諮問第341号の方でございますが、答申、今、読み上げいただきましたが、「制限措置の設定について」となっておりますが、341号の諮問の方では、別紙の

とおり、「制限措置の内容について」ということですので、確認して、会長と確認しながら事務的に、言葉について整理したいと思います。よろしくお願いします。

○山川分科会長 そのように対応させていただくということで、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして報告事項に入ります。

事務局より報告事項が5件あるということです。

まず、漁獲可能量の配分シェアの見直し等について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長、魚谷でございます。

資料7でございます。

先ほど来、TACの配分について、基準について何回か言及いたしましたけれども、今年がスルメイカ以外については、このシェアの見直しについての基準というか、これの更新の時期ということで、こういう形で更新したというものでございます。

1の趣旨、2の基本シェアの算出については、基本的な内容に変更はございません。

3のTACの配分というところでございます。括弧書きで「(さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群)」とありますけれども、今回は、これらの4資源についての整理を(1)から以下、書いているというものでございまして、今後、新たな漁業法の下でのTAC設定するものについては、設定するごとに順次考え方を整理して、これに加えていくという考え方でございます。

これについての変更点でございますけれども、まず、数量の配分について、これまでの基準で、3ページ目、4ページ目についてでございますけれども、1,000トン未満切上げで配分を行ってきたということでございますけれども、これら4資源については100トン未満切上げという形で変更してございます。

続きまして、配分数量を明示しない都道府県の扱いでございます。これまで「若干」という形でやってございましたけれども、これについては、2ページ目に行ってください、まず、漁獲実績3年平均、これ、1トン以上の都道府県については「現行水準」の配分ということで、これについて「10トン未満」、「50トン未満」、あるいは「100トン未満」と、この3つのカテゴリーというか、仕切りでの目安数量を、各都道府県にお示しするという形にいたします。

②として、実績が1トン未満の都道府県については、配分を行わないということといたします。

私からの説明、御報告は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

ウェブで参加しておられる方々、いかがでしょうか。

特にないということですので、では、続きまして、次の報告事項に入りたいと思います。

次は、漁獲可能量留保枠の配分について、事務局から御説明よろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 引き続き魚谷でございます。

資料8でございます。

いわゆる「75%ルール」に基づく追加配分の御報告ということで、2枚目、めくっていただくと、9月25日付けで大中型まき網に対して、マイワシ、日本海の海域のTACについて、留保から2,000トンを追加配分したという御報告でございます。

私からの説明は、以上でございます。

○山川分科会長 ただいまの御説明に関しまして、御質問等ございますでしょうか。

ウェブで参加しておられる方々もよろしいということですか。

では、特に御意見等ございませんので、続きまして、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案について、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

これは、前回の分科会で質問を頂いたことへの回答ということだそうですね。よろしくお願ひいたします。

○かつお・まぐろ漁業室長 お手元の資料9を御覧ください。

本資料は、去る9月18日に開催されました水産政策審議会第103回資源分科会におきまして御審議いただき御承認いただいた改正省令でございます。昨年の12月のWCPFC年次会合で決定されたさめの保存管理措置、これを日本の漁業者が遵守するために、この省令の改正を行ったものでございます。

この御審議していただいた中で、本日お見えの御出席の田中委員の方から、WCPFCのための保存管理措置で、サメ類というのは、サメとか、ガンギエイ類、エイ類、キメラ等々が定義付けられておまして、今般の改正省令の「さめ」という文言で、これら全ての種を読み取れるのでしょうかといったような御趣旨の御質問を頂きまして、後日、確認の上、回答させていただくということとさせていただきます。本日改めて御回答申し上げたいと思います。

昨年のWCPFCで採択されたサメ類の保存管理措置、ここの「さめ」の定義で、田中委員御指摘のとおり、エイ類などが含まれているということは間違いございません。ただし、サメ類のひれ切りの規制につきましては、日本では、まぐろはえ縄漁業のみを対象とするということで、規制の実行が担保されるというふうに考えてございます。このため省令改正では、まぐろはえ縄漁業で、利用実態のございます、いわゆるサメ類のみを規制の対象として、「さめ」と記載したということでございます。

私からの説明は、以上でございます。

田中委員におかれましては、貴重な御意見、御指摘を頂きまして、誠にありがとうございました。

以上です。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。

真摯な御対応ありがとうございました。よく分かりました。

以上です。

○山川分科会長 ほかに御質問ございますでしょうか。

ウェブで参加しておられる方々もよろしいですか。

では、続きまして、太平洋クロマグロの資源管理について、太田審議官から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理部審議官 審議官の太田でございます。

資料10-1を御覧ください。

私の方から、まず先般開催されました北小委員会の結果について御説明申し上げまして、その後、魚谷の方から、国内の管理の話をさせていただきます。

まず、2ページでございますけれども、WCPFC北小委員会の結果についてということで、10月の頭にウェブ会議で開催されております。

最初の2日、WCPFCとIATTCの合同作業部会ということで、これは太平洋クロマグロ、北太平洋を広く東西に回遊しますので、西側で管理しているWCPFCと、東側で管理しているIATTCが合同で管理措置を議論するというをここ数年続けております。

その結果を8日に開催されましたWCPFCの北小委員会に送って、承認するという形

を取っております。

参加国・地域はここに書かれているとおりでございます。私が日本政府代表として参加しております。

次のページでございます。

結果概要でございますが、太平洋クロマグロにつきましては、我が国から小型・大型の枠とも20%増枠するという提案を出しておりました。これは本年、太平洋クロマグロの資源評価が行われまして、それに基づく最大の増枠提案でございました。

しかしながら、一部の国から、——一部ってアメリカなんですけれども——資源量は依然として低水準などの意見が出され、コンセンサスが得られなかった。ここに書いておりませんが、ほかに出た意見としましては、西側で小型魚をたくさん獲ったために資源が悪くなったので、仮に増枠するとしても、東西均一に増やすのではなくて、東側、東部太平洋の方ですね。アメリカ、メキシコが獲っていますけれども、そういう人たちの方により配慮すべきだというような意見も出されております。

日本の提案について、残念ながら、コンセンサスが得られなかったわけですが、今年末に失効する3つの措置がございまして、次にその措置の延長について議論が行われました。

まずは、漁獲枠の17%を上限として、未利用分を翌年に繰り越せるという措置がありますが、これについても、これについては更に1年延長が合意されました。

また、過去何年かすでにやってきておりますけれども、小型魚枠を大型魚枠に振り替えるという措置も、これも1年延長が合意されております。

本来は、この措置は、今年、科学的に検討して、延長するかどうかを議論するはずだったのでございますけれども、そういうことができませんでした。ただ、この話は、基本的に小型魚を獲るよりも、大型魚を獲る方がいいという根拠に基づいてやっておりますので、これについては、特に異論がなく延長されたということでございます。

ちなみに、上の我が国増枠提案の中には、この小型魚を大型魚に振り替えるときに、現行は1対1で振り替えるとなっているのですが、さらに、小型魚から大型魚へ振り替えるインセンティブを強めるために、一定の係数を掛けて、小型魚を大型魚に振り替えた方が、1対1ではなくて、もっと大きくなるような形で提案はしてあったのですが、それについてもさっき御説明したように、コンセンサスは得られなかったということでございます。

それと、もう1つ、本年末に失効する措置として、台湾から大型魚の300トンの枠を譲り受けるというのが、今年あったわけでございますけれども、これについても、日本の方からは提案しましたが、台湾の方から、本件は1年限りの措置で、来年はもう適用されないというふうに、要は日本に移譲する余裕はないと言われてまして、それについては、残念ながら延長されなかったということでございます。

今後の予定でございますけれども、12月にWC P F Cの年次会合が、これもウェブ会議でございますが、開催されますので、上記の措置を報告しまして、ここで承認が得られれば正式に決定されるということでございます。

私の方からは以上です。

○資源管理推進室長 引き続きまして、私の方から、第6管理期間の管理、あるいは漁獲の状況と融通の御報告をしたいと思っております。

同じ資料10-1の5ページ、6ページに9月30日時点の小型魚、大型魚の漁獲の状況ということで、お示ししてございます。黄色で着色している部分が、上限の7割到達しているところというところでございます。

続きまして、融通の御報告ですけれども、2枚めくっていただいて、9ページでございます。8月に要望調査、融通の要望調査をいたしまして、ここに書かれておりますように、近海かつお・まぐろ漁業と石川県ほか6県との間で大型魚・小型魚の交換、15.4トンというのが成立しておりまして、10月1日付けで基本計画の一部改正を行っております。この点について御報告いたします。

10ページ、11ページは、10月1日付けの計画変更の総括表となっております。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。

まず最初に1つ確認しておきたいことがあるのですけれども、台湾からの枠が、譲渡がないというのは、台湾、大型を獲っているわけですね。台湾では大型魚が大分増えている。だから渡せない、いっぱいになっちゃっている。そういう理解でよろしいでしょうか。

○資源管理部審議官 もう少し具体的に申し上げますと、台湾は大型魚の枠だけしか持つ

ていないわけですが、ここ数年、大体、大型魚の漁獲量が400トンから500トンの間ぐらいだったわけですね。ところが、今年に入って、資源が増えているせいもあると思うのですが、漁獲が急激に増えていまして、8月の時点で聞いたときは、1,200トン近くまでいっているということで、500トンも獲れなかったのが急に1,200トン近くまでいったので、この調子でいけばとてもじゃないけど日本に移譲する余裕はございませんと。

ちなみに、台湾の枠は1,700トンですので、例えば日本に300トンあげてしまうと、1,400しか残らなくて、今年1,200近く獲れているときに、それは無理ですというのが向こうの気持ちだろうと思います。会議のときには、先方はそこまではっきり言いませんでしたけれども、いろいろとその前に両方でやり取りしている中で、そういうような情報も聞いており、またその情報は、公開しても構わないというふうに、相手から確認を取っておりますので、ここで申し上げます。

○山川分科会長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。

それであれば、日本の近海のやつも、もっと増えても、C P U E ですけども増えてもいいはずなんですけど、それほど上がっていないというか、先取り競争をやって、月別の枠をあっという間に消化してしまっていて、小型魚ばかり獲っているんじゃないかと。そういう意味で、日本が科学的な増枠の根拠として、大型魚、産卵親魚が増えているということを目指してデータがちゃんと取れていないんじゃないかというふうなことが懸念されるわけなんですけど、その点はどうなんですか。ちゃんとデータとして取れているのでしょうか。

○山川分科会長 これは魚谷資源管理推進室長でしょうか。

○資源管理推進室長 確かに、近海かつお・まぐろ漁業、これで、C P U E、データ収集ということで、昨漁期、急激に年度当初に積み上がって途中で止まったというのもあって、今漁期については、管理期間を1月～3月、4月～6月、7月以降ということで分けたわけなんですけども、それでもやはり、その期間内の当初に漁獲が急激に積み上がる。止まって、データ収集用の追加配分なりも行っているわけですが、配分があるとさらにまた急激に積み上がる、という状況が生じて、最終的には、5月末の水政審でお諮りしましたけれども、業界団体の方に、西側の漁場での100キロ超の大型個体の漁獲データが取れるように、ということで、海域を西側に限定した形での操業という前提で追加配分を行った。それも短期間で消化されたという状況ではございます。

結果として、期間的にデータの欠損というか、漁獲データがない期間が生じておりますので、結果としては、資源評価に使いつらい。そういう意味で不確実性が増して、なかなかいい、評価上、結果につながらないというような状況につながっているというふうに考えております。これについては、さらに、管理の面でどういう形でよりよいデータ取得ができるようにという工夫ができるかということで、今、水産庁あるいは業界団体とも相談しながら検討を進めているところではございます。次の漁期に向けてです。という状況でございます。

私からは以上でございます。

○山川分科会長 田中委員。

○田中委員 このままやっても多分、永遠に先取り競争を続けるのじゃないか。ちゃんとしたデータが集まらないことが懸念されるわけです。そうすると、国益の損益になっちゃうので、例えば、個別割当てに、I Qを導入して、そういった競争を排除してやるということをしないと、本当にこのデータ、無駄になっちゃうんじゃないかというふうに心配するわけです。その点も含めて、水産庁の方でI Qの導入など御検討いただきたい。

私がこのデータが要るから、ないと、日本の主張ができないということを書いて無理にいろいろやってもらっていることもありまして、その点はちゃんとしたデータが集まるように、水産庁の方で御検討いただきたいというふうにお願いします。

○山川分科会長 御意見いただいたということによろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員 すみません。ありがとうございます。

私も田中委員と同じ懸念を持っておりまして、本来の機能として、調査してしっかり科学的根拠を積み上げて、正にこれから増枠であれ、何であれ、しっかりした根拠を持ってやっていくというところでの枠であったかと思えます。これを普通に消化されてしまうと、やはり定置だったり、いろいろ我慢している皆様がいらっしゃるところでは、非常にその枠自体の根拠というのが乏しくなるのではないのかなという懸念をしていますので、もし本当に、早急にこの点が解決されないのであれば、この今、渡している枠がただの増枠になってしまいますので、その点は、先ほど御提案があったクォーターの話もそうですけれども、解決していただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。



御意見いただいたということで、よろしく願いいたします。

堀内委員、よろしく願いいたします。

○堀内委員 今の近かつに対して、私も同意見です。これはデータの精度を担保するための数量を留保枠の中から、貴重なトン数を近かつに融通するわけです。これは我々沿岸、沖合の数量のはずが、データが足りないということで、近かつにお願いしてやっていたているわけなんです、グラフを見ると、もう大体、4、5、6で漁獲してくれというのは4月、5月で全部獲り切っています。もうこれ、グラフを見ると、オリンピック方式で、早く獲れる人が獲り切っている。とてもじゃないが、データの収集にはなっていないと思います。

先ほど委員の方からも発言ありましたが、I Qできちっと管理しないと、これ以上、これからのデータは多分、来期も無理だと思います。

この現状の中で、また来期も近かつにこの留保枠から上乘せ数量するというのは、私ども沿岸の漁業者としては、非常に遺憾だ。近かつがきちんとしたデータを提出してこないのであれば、この調査枠の配分は、私は、来期は中止してもいいのではと思います。いかがでしょうか。

○山川分科会長 では、魚谷資源管理推進室長。

○資源管理推進室長 その解決策の1つとしてI Qということで御示唆いただきました。改正漁業法の下では、数量管理の基本はI Qとなつてございますし、基本方針、あるいは先日公表したロードマップでも、大臣管理漁業からI Qを順次導入していくということで明記されておりますので、I Qによる対応ということも含めて、関係者と中身を詰めていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○山川分科会長 よろしく願いいたします。

堀内委員。

○堀内委員 意見ですが、T A C始め資源管理、数値管理を行うのであれば、精度の高い資源管理が必要だと思います。データ収集が足りないのであれば、根拠を示すことができない現状だと思います。特に沿岸のデータが不足していると思います。公的機関だけではなく、民間そして漁業者からのデータ収集も必要なのではないのでしょうか。資源管理に取り組むのは我々漁業者です。我々漁業者自身の管理が重要、そして漁業者の努力も必要だと思います。

以上です。

○山川分科会長 どうも御意見ありがとうございました。

大森委員。

○大森委員 北委員会において、やはり増枠というものを本当に期待したわけですがけれども、このコロナ禍でウェブの会議ということもあったとは思いますが、非常に残念でございます。今後、あらゆる機会を捉えて、国際交渉に当たっていただきたいという思いでありますので、そこは、前回、自民党の部会での意見でも同じことを言わせていただきましたけれども、よろしくお願ひしたい。

また、知事管理の分は、まだ第6管理期間が半分残っていますけれども、その中でもこれからいろんな悩みがまた出てまいると思っています。第7管理期間に向けて、この増枠が取れなかった中で、繰越しと、それから小型から大型の振替についてはしっかり本委員会で確保していただきたい。それから、国内における期中の融通、こういったあらゆる運用を図っていただきながら、第7管理期間でまた本当に苦しむ方が少しでも少なくなるようにお願ひしたい。そして、何としても今後の増枠をしっかりと勝ち取っていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○山川分科会長 御意見いただいたということによろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

ウェブで参加しておられる方々はよろしいですか。

では、それでは特にございませんでしたら、続きまして、大臣許可漁業の許可等に関する取扱方針について、事務局から御説明、よろしくお願ひいたします。

○管理調整課長 管理調整課長でございます。

資料11を御覧ください。

大臣許可漁業につきましては、これまでも許可の申請の際のフローですとか、変更に関する審査基準について、漁業種類ごとに定めてございました。今回、法改正に伴いまして、これまで特定大臣許可漁業であったものについても、大臣許可漁業になるということございまして、併せて全体として17漁業種類になりますけれども、許可方針を定めるということございまして。

中身については、1にあるところでございますが、改正の概要、2を見ていただきますと、こういうふうにとりかえられた漁業、特定大臣許可漁業が大臣許可漁業となりますので、指定漁業につきましては、基本的には、法改正に伴う見直しを行うということと、特定漁業につ

いては、指定漁業に並ぶ形で整理するというところでございます。

具体的な中身の例でございますが、（２）にありますとおり、全ての漁業種類について、総トン数の変更に際しての申請手続等を明確化したほか、構造改革船に関するトン数補充の規定の整備ですとか、必要なトン数階層区分の見直しですとか、特定大臣許可漁業の大臣許可漁業化に伴って、これまで漁法とか定められていませんで、定義の方に入っていましたので、制限措置として定めるという必要な見直しを行うということでございます。

なお、これによりまして、規制が強化されるとかということにはなっておらないということでございます。

以上です。

○山川分科会長 ただいまの御説明に関しまして、御質問等ございますでしょうか。

大森委員。

○大森委員 大臣許可については、従来は、一斉更新という形で、その一斉更新する際にその更新に当たっての処理方針というか、そういうものをその都度、示していただいたわけです。

今回、一斉更新という形がなくなった中で、今、廣野課長が御説明されたように、この取扱方針そのものはもともとあったんだということは、分かるのですけれども、一斉更新での処理方針というものがなくなった中で、一斉更新の処理方針では、沿岸と沖合の調整問題、そういったことに関しては、広域的なものは国、そして、地域的なものは都道府県が中心となって、積極的にその調整に当たるということを書き続けて書いていただいて、我々はそれを頼りに諸問題が起きたときに、国なり県にその調整をお願いし、やってきているということがあります。

漁業秩序の維持という面において、我々は、この取扱方針の中に、そういった文が書かれるのかなというふうに思っていたのですが、そこは入っていないように見受けられます。

今、言ったようなことについて、今まで制度改正の全国的な説明会をずっとやっていた中에서도、これ、変わらず、この秩序の維持について、国の基本的な考え方、変わりませんというお話を頂いていたのですが、どこでそれは担保していくのかということについて、それを教えていただきたいと思えます。

○山川分科会長 廣野管理調整課長。

○管理調整課長 ありがとうございます。

今、言われた調整というような観点については、改正法の第6条におきまして、国及び

都道府県の責務として、読み上げますが、「国及び都道府県は、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行うとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務を有する」と、はっきり法律の方に書いてございますので、実質的にはこれまでも、おっしゃられたように必要なところについては、地域に我々入って、仲介して話し合うということもやってきたところでございます、この法律に明記されたということで、むしろそれはしっかり国として、都道府県としてやらなければならないことということで、今後ともしっかり取り組んでいきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○山川分科会長 大森委員。

○大森委員 法律条文の中でしっかりと位置付けてあることで、よりしっかりした対応が図られると我々として、それをベースに今後ともお願いしていく。こういう形でよろしいということですね。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

ウェブで参加しておられる委員の方々は。

特にないということですので、では、特にございませでしたら、その他に移りたいと思います。

委員、特別委員の方々から何かその他ということでございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 意見を2点ほどお願いしたいと思います。

まず、1点目ですけれども、IQに関することでちょっと意見を述べておきたいなと思います。

現在のTAC制度を主体にIQ制度に持っていくということで、将来的にはTAC制度が増えて、TAC、魚種が増えてIQ制度も多分増えていくのでしょうか。その中で、過日、企業の適格性の基準の中で、3年間赤字の場合、指導するという事の中で、漁船1人当たりの水揚げ量、それから、水揚げ金額について、向上を図っていくんだ、こういうくだりがございました。IQになってクォーターをもらった場合、1隻当たりの割当てが、来るわけですから、そうするとクォーター満限まで獲ってしまうと、幾ら漁獲量の向上といっても、そこでストップしてしまう。

それから、水揚げ金額については、今までもそうですけれども、自らが価格を設定できないということで、買人の方から価格を設定される。こういう構図になっています。その

中で苦慮しながら、自分たちで付加価値を高めながらやっていますけれども、これとてい  
ずれ限度が来るということになります。そうすると、どうも制度の中で矛盾点が出てくる  
ということが懸念されるということです。

今すぐ全ての漁業種がI Qになるわけではありませんけれども、近い将来その辺も検討  
していただきたいということで、これは意見として申し上げておきたい。

それから、日本海の大和堆の問題なんですけれども、9月30日の例のイカの問題があっ  
て、水産庁の努力によって、海域に入れるということになったが、まだ一部解放になっ  
ていない。今現在は、中国の船は多分、いかを獲っているのだらうということですが、近い  
将来、中国の船がイカ以外の魚を獲るという懸念もないわけではない。大和堆中心に、北  
朝鮮からクォーターを買って、許可を借りるのか、買っているのか分かりませんが、  
そういう中で、日本海で操業しているというように一般的に言われております。イカの許  
可を買っているものなのか。その他の許可を買っているものなのか。我々にとっては皆目  
検討つかないという状況の中で、乱獲されるという状況になっているということです。

自分の200海里、我が国の200海里内での操業で、我が国の漁船だけが規制を受ける、自  
制してください、自粛してくださいという。国際的に力を入れてください。中国にはルー  
トがあるはずですから、きちんとした対応で話し合いをしていただいて、沖合で無用のトラ  
ブルが発生しないような形で、日本の漁船が安全に操業できるような体制を構築してい  
ていただきたいという要請と意見をお願いしておきたいというように思います。

以上です。

○山川分科会長 2点について御意見いただきましたけれども、藤田資源管理部長。

○資源管理部長 大和堆の方につきましては、おっしゃるとおり、非常に日本の漁業者の  
方に御迷惑をおかけしているということでございました。

事情は皆様御承知とは思いますが、我々の方、しっかり今後も連携いたしまして、  
政府部内で日本の漁業者の安全操業が確保されるように努めたいというふうに考えており  
ます。

それとあと、おっしゃるように、何と言いますか、好き放題に操業してしまいますと、  
操業だけではなくて、資源の問題にもなりますので、その点もちゃんと頭に入れて、今後  
交渉に当たる際、あるいは何か別の機会がある際には、しっかり日本の漁業者の方の取組  
が無駄にならないように、資源が持続的に利用できるように、ということで直ちという  
ことにはならないかもしれませんが、その点をしっかり心に留めて、対応を進めて

まいりたいと思っております。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

あともう1点、I Qの方につきまして、コメントございますでしょうか。

○管理調整課長 ありがとうございます。

前回もお話しいただいた件で、確かに漁獲量、天井がある中で、今、赤字だったという話は、確かに矛盾点というのは、確かにそういうだけで言うところがあると思いますが、前も申し上げましたが、経費をしっかりと下げて、天井があるのだとしたらですね。持続的に経営していただく必要があるということで、そういうプラスだけじゃなくて、出費を抑制するということも含めて、安定した経営をしていただきたいというのが目的でございますけれども、おっしゃられたような観点も含めながら、今後いろいろ検討していきたいと思っております。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

では、ほかに、その他。

坂本委員。

○坂本委員 先ほど谷委員の方からも、サンマや、マアジ、マイワシの資源管理基本方針の中で、サンマだけじゃなくて、アジであるとか、さらにまた、マイワシの国際的な資源管理というようなものの重要性というようなものに関して指摘があったわけですが、特にマイワシの場合には、資源の方が回復してきている。太平洋群に関しては、資源が回復してきているということがあって、このまま資源が回復していくようなことになれば、かつて昭和の時代にマイワシが大量に獲れたというようなことが将来的に来るのではないかということも十分考えられるわけなんですけど、その当時、当時はソビエトでしたけれども、そういうようなところの国の船が日本の近海に入ってきて、マイワシを獲っていたという、そういうような状況があって、その当時とは、今回は、この時代、今の時代はT A C等があって、いろいろ管理が進んでいるというようには思うのですが、特に公海上ではない部分でのマイワシ資源の管理というのが、日本だけで管理しているというようなことじゃないと思いますので、その辺のところを水産庁さんにはよろしく、外国との交渉なり、またそういうような協調というようなものをお願いしたいという、交渉をお願いしたいというように思っております。これは要望です。

○山川分科会長 藤田資源管理部長。

○資源管理部長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、我が国の排他的経済水域内におきまして、ロシア漁船に対して一定の割当てをしているということがございます。そういった中で、当然先ほど諮問をさせていただきましたような内容で、マイワシの資源管理をしておるわけでございますので、その取組の中でしっかり秩序の中で操業していただく、交渉の結果ですけれども。そういう形で臨みたいと思っております。

あと、我々として、まだ正確な情報はつかんでおりませんが、現在、ロシアの方でも、相当、ロシアのいわゆる200海里内というのでしょうか——で、マイワシは相当、昔に比べると獲れているという情報をつかんでおりますので、そういったものもやっぱりちゃんと情報を把握しながら、我が国の管理の在り方というものをしっかり見極めていきたいと思っております。

○坂本委員 よろしく申し上げます。

○山川分科会長 よろしくお願ひいたします。

ほかにその他、ございますでしょうか。

ウェブの方々もよろしいですか。

では、水産庁から説明したいという事項が1点あるということですので、よろしくお願ひいたします。

○加工流通課調査官 お時間ちょっと延びているところ申し訳ありません。

加工流通課調査官をしております永浜と申します。よろしくお願ひいたします。

新しい取組に関して、1点御説明差し上げます。

資料は後ろの方でございます、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律案の概要という資料を御覧いただければと思います。先ほど説明の大臣許可漁業の資料の後ろでございます。

この法律案なんですけれども、平成30年6月の水産政策の改革の中で取り組むこととされていた内容でございます。

その改革の中で、資源管理の徹底、IUU漁業の撲滅というところに取り組むこととされておりまして、やはりそれらのためには、違法漁獲物の流通を抑止していく必要がある、防止していく、減らしていく必要があるというところで、流通に関して何らかの措置を採る必要があるということで、今回、この法律案を、本日閣議決定いたしまして、国会で御審議いただくという流れになっております。

内容に関しまして、背景から簡単に説明差し上げます。

まず、一番上の背景、1つ目の丸でございますが、簡単に申しますと、違法漁獲物の流通が水産資源の持続的利用に悪影響を及ぼしていること、あとそれらにより適正な漁業者の経営を圧迫しているというような話がございまして、措置を講ずる必要があります。

2つ目の丸ですが、国際的にIUU漁業のおそれが大きい魚種につきまして、IUU漁業撲滅の実行が求められておりますので、水産物輸入大国である我が国といたしましても、海外の違法漁獲物の流入を阻止する措置を講ずる必要があるという、大きく背景が2点ございます。

その下、法律案の概要について、Iから申し上げます。

まず最初は、国内における違法漁獲物の流通防止のための規制でございます。

(1) 漁業者の届出ということで、特定第一種水産動植物と書いておりますけれども、違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種を今後検討していきまして、審議会にもお諮りする予定ですが、魚種を指定いたします。

その水産動植物を採捕している漁業者の方や漁業者が所属する団体、主に漁協を想定しておりますが、その方々に届出をお願いしたいと思っております。届出の際に、行政機関の方から番号をお知らせいたします。

その次、(2) 情報の伝達というところで、届出採捕者、漁業者の方々ですとか、一次買受け業者、流通業者の方々を取扱事業者というふうに定義いたしまして、それらの方々が売買したときには、名称ですとか、届出番号を含む漁獲番号というのを伝達していただくというふうにしております。

ここで、とある事業者からそういった漁獲番号がないものの売り込みがあったときに、番号がないということは、適法に獲られていない可能性があるということで怪しむということが可能になりまして、そういったところで流通が抑止されるということを期待しております。

(3) 取引記録の作成・保存ですけれども、売買される取扱事業者の方々は、売買したときは、名称ですとか重量ですとか、もろもろの情報につきまして、取引記録を作成・保存していただくというふうにしております。

これらにおきまして、情報の伝達、取引記録の作成・保存によりまして、後で追跡調査ができるように記録してくださいね、保存してくださいねというふうにしております。行政機関に必要な立入権限もこの法律で定めております。

あと(4) 輸出の規制でございます。輸出の規制としましては、適法に採捕されたこと



を示す証明書がないと輸出ができないというふうになります。

これが国内の流通防止のための規制でして、その次、Ⅱ、輸入の規制ですけれども、これはごく単純に、諸外国政府発行の証明書、適法に漁獲されたことを示す証明書がないと輸入ができないというふうな制度を定めたいというふうに考えております。

その下の図は、制度スキームの簡単な図というふうになっております。

一番下、Ⅲ、施行期日ですけれども、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日というふうになっておりますので、成立してから2年後をめどに施行されるというふうなところでございます。

あとその他としまして、法律に規定していることではございませんけれども、伝達義務とかもろもろの負担がかかってくる話ですので、システム開発とか電子化も含めて支援措置に関しては検討しているという状況でございます。

時間もなしということで、ごくごく簡単に内容を説明させていただきました。まだ御不明な点がありましたらお問合せいただければ、説明差し上げたいと思います。

こういった法律案をこの国会、臨時国会に提出して御審議いただく予定となっております。

説明は概略、以上でございます。ありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、御質問等ございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 お疲れのところ申し訳ありませんが、2つほど質問させてください。

1つは、これ、水産庁が出す法律なんですけれども、これ、国民全員に適用される法律と理解してよろしいかということと、もう1点の質問は、例えば洋上の取引みたいなものはどう対応するのかということの2点。

○加工流通課調査官 お答えいたします。

国民全員という意味においては、対象自身は国民全員なんですけど、法律の構成上、漁業者の届出とかが、そもそも特定第一種水産動植物、例えば、ナマコですね、ナマコを採捕する漁業者の方々、若しくは漁協に届け出ていただきますので、その方々もナマコを売買するとき、ナマコを獲るときに届け出ていただくということですので、基本的にそういった魚種を獲らない漁業者の方々、対象になってこないというところでございます。

基本的には事業として獲る人、事業として売買する人が対象になってくるというところ

で、国民全体に網はかかりますけれども、実際に届出とか規制対象になってくるのは、漁業者としては獲る人、あとは特定の魚種を売買する加工業者の方、流通業者の方が対象になってくるというところでございます。

あと洋上取引についても基本的には、国内であれば対象になってきますというふうになります。

以上です。

○田中委員 公海上の取引は。

○加工流通課調査官 I の国内の流通防止のための規制は、日本人に対する規制ですので、日本人同士が公海上で取引するときには対象になってきます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかに。

山内委員。

○山内特別委員 すみません。短くコメントだけ。

非常にこの法律の制定というのは、国際的にも待ち望まれていたものであるというふうに認識しております。そういう意味では、昨今、東アジアの、日本の近海でも多くの違法漁業、特に中国船ですとか北朝鮮の船なんかが見つけられるところで、そういったIUU漁業自体を東アジア圏でも撲滅していくという、そういう動きを牽引していく、そういう法律になっていただきたいというふうに期待しております。

そういう意味では、今後の近隣諸国との連携も含めて、多くのことを期待させていただいております。

以上で、コメントです。

○山川分科会長 これ、具体的には、アワビ、ナマコ、シラスウナギなんか特定水産動物。

○加工流通課調査官 お答えいたします。

参考資料、すみません、説明遅れておりました。後ろの資料、参考、骨子とか条文とか参考ですので、まとめて御覧いただければと思います。参考資料は、この法案の背景の関係でございます。山川先生がおっしゃいましたアワビ、ナマコ、シラスウナギに関しましては、漁業法で罰則の強化の対象になった魚種ということでございます。そういった魚種は、当然、密漁とか法令違反の件数が多いですし、高価ですしといったあたりで、漁業法とは別にこの法律の方でも規制対象として想定されてくるというところではありますけれ

ども、その実際の魚種の視点に関しましては、法律が成立した後、審議会での諮問答申を経て決定というふうにしておりますので、そういった魚種は想定されますけれども、今現在、決定しているということではございません。

よろしいでしょうか。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかに質問等ございますでしょうか。

では、特にないようでしたら、次回会合の日程につきまして、事務局から御案内、よろしく願いいたします。

○管理調整課長 ありがとうございます。

次回の資源管理分科会でございますが、11月下旬を目途に開催をお願いしたいと考えてございます。

日程につきましては後日、事務局から調整させていただきますので、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 以上で、本日予定しておりました議事については、これで全て終了いたしました。

これをもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

非常に長時間にわたりまして、審議していただきまして、誠にありがとうございました。どうもありがとうございました。